特　記　仕　様　書

工事名称　　元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）

工事場所　　三原市館町二丁目

工事内容　　元ゆめきゃりあセンター改修に伴う外構工事等。

準　　則　　公共建築工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)、建築物解体工事共通仕様書　（各 令和４年版　国土交通省官房官庁営繕部監修）に基づき施工する。

別途工事　　・元ゆめきゃりあセンター改修工事（建築主体工事）
・元ゆめきゃりあセンター改修工事（機械設備工事）
・元ゆめきゃりあセンター改修工事（電気設備工事）
・歴史民俗資料館展示工事

関係法令等　本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。
・建築基準法、同施行令、同施行規則
・消防法、同施行令
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則
・労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
・建設業法、同施行令、同施行規則
・建設工事公衆災害防止対策要綱
・石綿障害予防規則
・大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法
・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令
・その他関係法令

疑義変更　　本設計図書は、設計の大要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。
別途工事の設計図書について、取り合いなどの整合を確認すること。
施工に際して疑義が生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議後、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて請負金額の増減はなきものとする。
本設計図書と不整合が確認されて設計変更（増額）が必要な場合は、その変更数量が確認できる根拠としての写真などの記録が存在し、かつ監督員に承認されたもの以外は認められない。

提出書類　　施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。
商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けること。
設計図書に定める品質及び性能を有することについて、証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けること。

工　　期　　本工事は請負契約締結の後、令和7年3月19日をもって工期とする。
このうち検査期間として13日間を見込んでいる。（工事の完成通知予定日は令和7年3月6日。）

留意事項　　・入札に先立ち、現地調査を十分に行うこと。質疑がある場合は入札前に確認すること。
・図面について、設計者からの設計意図等の説明が必要な場合は申し出ること。
・図面に明示されていない事項であっても、工事上必要とされる事は工事範囲とする。
・作業日は、原則、月曜日から金曜日とし、土曜日及び日曜日は休工日とすること。
・行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
・本工事は「発注者指定型」による週休２日工事の対象工事であり、「三原市週休２日工事等実施要領」（令和６年４月１日制定）により工事を行うこと。

・工事着手前までに「週休２日工事」または「週休２日交代制工事」に取り組むことを工事打合せ簿にて提出すること。
・「週休２日工事」または「週休２日交代制工事」である旨を工事現場に設置すること。
・週休２日を達成できなくなった場合は、その達成状況に応じて労務費の補正額を減額する。
・本工事は居ながら工事を基本とし、必要に応じて施設使用者の通行制限を行うこととする。工事の詳細については、事前に施設管理者等への説明を行って承諾を得ること。
・デジタル化を積極的に推進すること。
・紙資料の削減を目的として、電子機器の利用を主とすること。
・定例会の資料は、電子データとすること。
・受注者は各定例会の前日までに必要な資料を所定の場所に提出すること。
・受注者は各定例会後の5日以内に議事録を作成して、所定の場所に提出して出席者に内容を共有すること。
・施設の一部を放課後児童クラブとして使用している。原則の使用時間については、小学校の長期休暇中（12月24日～1月6日、3月26日～4月5日）は終日、それ以外の学校課業日は14時以降、土曜は終日使用する。これ以外で学校行事等の時に使用することがある。
・著しい騒音・振動等の発生が予想される作業については、放課後児童クラブの使用時間を避けるなど配慮して作業をするように計画すること。
・着手にあたり、工事着手前の周辺道路や近隣敷地の状況を写真等により記録しておくこと。
・近隣住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。苦情等が発生した場合には誠意をもってこれに対応すること。
・近隣において、その他の工事が行われている場合は、取り合い工事及び工程等の調整を行うこと。
・近隣住民等への支障を最小限とするため、騒音・振動・粉塵等の対策については最大限配慮した施工方法を採用すること。
・使用する建設機械については、原則、「低騒音型、低振動型建設機械」として国土交通省の指定を受けた機械を選定して使用すること。これが確認できる資料を施工計画書で示すこと。なお、事情により使用が難しい場合は監督員との協議を行うこと。
・解体工事・アンカー工事等の騒音・振動・粉じん等の発生が予想される工種については、施工時間及び施工方法等を最大限配慮した計画により作業を行うこと。
・粉塵の発生が予想される工事は、確実に散水を行う等して、周辺環境への粉塵飛散がないように作業をすること。
・騒音については、騒音規制法(特定建設作業)により、工事中の作業音は許容限度である85デシベルを厳守すること。工事により著しい作業音の発生が想定される期間については、騒音計による記録を行うこと。
・振動については、振動規制法(特定建設作業)により、工事中の作業振動は許容限度である75デシベルを厳守すること。工事により著しい作業振動の発生が想定される期間については、振動計による記録を行うこと。
・施工箇所周囲の備品・機器等については、粉塵対策として養生及び清掃等を確実に行うこと。養生や移動を行う場合は、事前に施設管理者または所有者に連絡すること。
・近隣家屋・敷地または周辺道路に対して、工事による汚れ・損傷・粉じん等を与えた場合は、受注者が責任をもって、速やかに清掃及び補修等を行うこと。誠意をもって対応し、原状復旧に努めること。
・周辺道路の保全及び清掃については常に注意を払って監視をし、定期的に清掃を行うこと。
・利用者動線を区画するため、仮囲い（高さ1.8m以上）を設置すること。
・第三者災害防止及び飛散防止対策のために、必要に応じて監督員が指示する範囲にバリケード等を設置すること。
・工事期間中は、工事用出入口に交通誘導員を常時配置し、付近の交通の安全を図ること。その他、必要な場所に交通誘導員を配置し、事故及び危険防止に努めること。
・交通誘導員は本工事で見込んでいる。実施数量が設計数量に満たない場合は設計変更（減額）の対象とする。
・工事車両の通行については、近隣住民及び通学児童等の安全を最優先すること。
・工事車両は、幅員の広い道路の通行を基本とし、住宅地内などの狭い道を抜け道として使用しないこと。工事車両の周辺の通行経路については、工事着手前に発注者の了承を得ること。
・特殊車両の搬出入の有無については、工事着手前に発注者と確認すること。
・特殊車両の搬出入を夜間や早朝に行う必要がある場合は、発注者との協議の上で、事前に近隣住民等へ案内文のポスティング等を行うこと。
・工事車両は、場内を5ｋｍ/ｈ以下で徐行すること。
・場内に喫煙所を設ける場合は、施設使用者と近隣住民へ配慮し、設置位置と使用方法を協議してから設けること。使用方法を作業員に周知徹底すること。
・工事区域内の残置する設備配管・配線等については、事前に位置を確認してから作業を行うこと。事前調査記録を作成すること。

・記念碑等の移設が必要な場合は、事前に関係者と移設場所・方法・時期等を協議の上で実施すること。
・監視カメラ・仮設照明・養生用鉄板を適切に設置すること。
・必要に応じて、敷鉄板（下部に砕石敷）を敷き、高圧洗浄機・水中ポンプ・ノッチタンク等を適切に設置すること。工事車両のタイヤ洗浄等により、道路を汚さないように配慮すること。
・工事中の雨水・湧水・洗浄水等の排水については、ノッチタンクによる汚泥等の処理を行う等した上で、適切に排水すること。定期的にpHを測定し、必要に応じて中和を行うこと。
・受注者事務所、休憩所及び便所等は関係法令に従って設けること。
・仮囲い、足場、山留、型枠支保工、構台等の仮設については、施工者が計算により責任を持って決定し、計画通りに施工すること。仮設設置期間は日常点検を行い、記録に残すこと。
・図面等に示されている仮設等についても、必ず受注者で安全性や施工性等を検証すること。受注者が責任をもって施工すること。
・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
・工事の要求に必要な仮設は、工事に含むものとする。
・配筋検査は、受注者による自主検査を行ったうえ、監理者及び監督員による検査を受検すること。なお、これらの検査は、種類・径・数量についての全数検査を行うこと。
・配筋検査前に、上記内容はもとより、継手定着長さ・位置、かぶり厚さ、鉄筋のあき寸法など、設計図書通りに施工されていることを確認してから検査に臨むこと。
・コンクリートの調合は、標準仕様書に基づき構造体強度補正を見込む。（原則、外構工事を含む。無筋コンクリートは除く。）
・コンクリート打設後の所定期間中は、散水等による湿潤養生を適切に行うこと。
・雨水の浸入を防止する部分、屋根、外壁又はこれらの開口部に設ける戸、枠その他の建具周り等からの雨水の浸入に関する瑕疵については、引渡しの日の翌日から10年間責任を負うこと。
・その他、工事に伴う官公庁等への手続きは、受注者により遅滞なく行うこと。この時、各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
・工程計画、取り合い工事及び工事用車両の出入り等については、当該別途契約の工事関係者と互いに協力し合い、相互の工事を考慮した上で十分調整し、工事の円滑な施工に務めること。
・本工事の外注資材、労務等の調達については、極力、三原市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ理由を添えて発注者の承認を受けること。
・広島県工事中情報共有システムを利用すること。なお、本工事にシステム利用料金を見込む。
・各工程の状況（写真、進捗率等を月2回程度）を工事中情報共有システムの連絡事項にて報告すること。
・工事書類については、工事中情報共有システムの決裁データ等を整理して、CD-R又はDVD-Rにて提出すること。
・書面での提出が必要なもの（建退共の掛金収納書、試験結果、保証書 等）については、PDFを工事中情報共有システムで提出し、別に書面提出ファイルとしてまとめて提出すること。
・工事完了後、完成図として製本図面（A3縮小版・二つ折り）を３部提出すること。
・以下の設計図面は、A2判をA3判に縮小している。（縮小率約70.7%）

元ゆめきゃりあセンター改修工事
（外構工事）

図面番号	図面名称	
G-00	表紙・図面リスト	
G-01	外構工事特記仕様書（1）	
G-02	外構工事特記仕様書（2）	
G-03	付近見取り図・配置図	
G-04	(改修前)外構平面図	
G-05	(改修後)外構平面図	
G-06	待ち受擁壁廻り外構平面図	
G-07	外構部分詳細図（１）	
G-08	外構部分詳細図（２）	
G-09	外構部分詳細図（３）	
G-10	外構部分詳細図（４）	
G-11	雨水排水配置図	
G-12	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	
G-13	仮設計画図	

事業年度　年度 工事完成　年度	設 計 令和 年 月	三原市都市部建築課	大	中	小	地域	施設	種類 建築	工事名 元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）	事務所名･建築士登録番号･氏名 有限会社　ＭａｓＭａｓ 一級建築士登録　第325897号 小松木　靖之　印	図面名称・縮尺　－　(A3版-71%縮小) 表紙・図面リスト	図 番

Ⅰ.工　事　概　要

1．工事名称　元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）
2．工事場所：三原市館町二丁目
3．敷地面積：15,433 ㎡
4．構造規模：RC擁壁　他

5．工事種目：外構工事
6．別途工事：建築主体工事・電気設備・機械設備・内部展示工事
7．調査協力について
本工事は工事中及び竣工後、次の調査を行うため、発注者より連絡があれば対応すること。
（1）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等）
（2）契約不適合調査…建設工事請負契約約款第４６条の５に定める期間内
（3）公共建築物木材利用事例調査票…工事中に実施（調査票の記入提出、発注者の調査実施への協力等）

8．公衆災害防止措置
（1）工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること
（2）上記について、「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達）」に基づき実施すること
9．現状復旧
工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと
10．主要資材等
（1）主要資材を購入しようとする場合は、極力三原市内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし、予め購入先の名称所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする
（2）当該工事に使用する砂については、海砂（県外産を含む）を使用しないこと
（3）この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として三原市内にまたる営業所・本店を有する業者に発注するものとする

Ⅱ.建築改修工事仕様
1．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
図面、本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編（令和４年版）」以下、「標準仕様書」という。）による。
2．特記仕様
（1）項目は番号に○印のついたものを適用する
（2）特記事項は⊙印のついたものを適用する
⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
⊙印と　※　印のついた場合は共に適用する
（3）項目に記載［　　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（　　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）工事施工上必要な官公署その他への諸手続き及び届出は、全て受注者の負担において遅滞無く行うこと
（5）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
（6）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	①	適用基準等	※公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ※建築工事標準詳細図　国土交通省官房官庁営繕部監修（最新版） ※建築工事公衆災害防止対策要綱　※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ※建築工事安全施工技術指針　※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） ※県産木材の利用促進に関する指針 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次による。 ※建築物解体工事共通仕様書　令和４年版　　国土交通省大臣官房官庁営繕部
	②	電気保安技術者 ［1．3．3］	※配置する
	③	工事実績情報の登録 ［1．1．4］	受注者は、受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、受注、変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。
	④	施工条件 ［1．3．5］	下記以外は現場説明書による。 ⊙施工時間帯　（※指定あり　　） ・部位別の施工順序　（※図示　・　　） ⊙工事車両の駐車場所　（※図示　・　　） ⊙資機材置場　（※図示　・　　） ・建設発生土仮置場　（※図示　・　　）
	⑤	工事安全計画書	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）を参考に、工事の施工に先立ち工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する
	⑥	発生材の処理等 ［1．3．12］	・引渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） 処理方法（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ⊙再生資源化を図るもの ⊙コンクリート塊　⊙アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材 ・PCB含有シーリング材の処理 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所数　計　箇所 採取箇所　※図示 ・第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 分析個数　計　箇所 ・除去処理工事 除去範囲　※図示 ・せっこうボードの処理 ・石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第８章環境配慮改修工による ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・製造業者に回収委託 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード ・再生資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場） （1）本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市、呉市、福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理することただし、建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理すること（原則、県内処分） （2）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記（1）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から、運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用（単価）は変更しない （3）本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお、広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる

1 一般共通事項	⑦	建設発生土	※　現場説明書の施工条件明示による ・構内指示場所に堆積 ・構内指示場所に敷き均し
	⑧	環境への配慮 ［1．4．1］	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（4）を満たすものとする （1）合板、本質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する （2）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する （3）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する （4）（1）の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする
	⑨	材料の品質等 ［1．4．2］	材料・機材等の品質及び性能 （1）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする （2）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 （3）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする （4）本工事に使用する材料のうち、（5）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない ①品質及び性能に関する試験データを整備していること ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること ③安定的な供給が可能であること ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （5）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既調合モルタル	可動間仕切
既調合目地材	移動間仕切
ループドレン	トイレブース
吸水調整材	天井点検口
錠前類	床点検口
クローザ類	グレーチング
自動扉機構	屋上緑化システム
自閉式上吊り引戸機構	トップライト
重量シャッター	ポリマーセメントモルタル
軽量シャッター	鋳鉄製ふた

1 一般共通事項	~~⑩~~	~~石綿含有建材の調査~~ ［1．5．1］	調査 ※ 石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（　　） ・ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法

材料名	分析方法（定性） JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量） JIS A 1481-3、JIS A 1481-4 又はJIS A 1481-5
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
サンプル数　１箇所あたり３サンプル
採取箇所　・ 図示　　・

1 一般共通事項	~~⑪~~	~~施工数量調査~~ ［1．6．2］	調査範囲　※外壁（庇、笠木共）　・屋根　　・図示 調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　　・図示 外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う 屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。 また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督職員に２部提出する（必要に応じ写真等を添付する）
	~~⑫~~	~~調査のための破壊部分の補修~~ ［1．6．3］	補修方法　※図示 補修範囲　※図示
	⑬	技能士 ［1．7．2］	

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
	左官	左官作業
	タイル張り	タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	ガラス工事作業
	自動ドア施工	自動ドア施工作業
	ガラス用フィルム施工	建築フィルム作業
塗装改修工事	塗装	建築塗装作業
内装改修工事	タイル張り	タイル張り作業
	建築大工	大工工事作業
	建築板金	鋼製下地工事作業
		内外装板金作業
	左官	左官作業
	内装仕上施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
		カーペット系床仕上げ工事作業
		ボード仕上げ工事作業
	表装	壁装作業
耐震改修工事	とび	とび作業
	鉄筋施工	鉄筋組立作業
	型枠施工	型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
	鉄工	構造物鉄工作業
環境配慮改修工事	配管	建築配管作業
	路面表示施工	溶融ペイントハンドマーカー工事作業
		加熱ペイントマシンマーカー工事作業
	造園	造園工事作業

※技能士においては、積極的な活用を図ること。

1 一般共通事項	14	化学物質の濃度測定 ［1．7．9］	測定対象室及び測定箇所数は図示による。 （1）ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する 測定箇所は仕上表により、施工方法は施工条件明示による パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う ①３０分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する ②５時間閉鎖 ①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする ③測定 イ　②の状態のままで測定する ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする ④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する ⑤その他 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること （2）木材の防腐・防蟻処理剤は、クロルピリホス、ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する （3）保温材、断熱材、緩衝材については、ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （4）塗料、壁紙、仕上塗材、合板、接着剤等で屋内に面するものについては、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする （5）屋内に面して用いる材料は、上記（2）～（4）に適合した上で、揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め、（1）の規定を満たすこと
	15	中間技術検査 ［1．8．2］	※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）　・行わない
	16	工事写真等	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする （1）工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする （2）工事中写真 水中又は地下に埋設される部分、その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分、及びその他監督職員が指示する箇所は、Ａ４版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする 【提出部数】：１部 （3）完成写真 【撮影箇所】建物外観各方向、主要箇所、主要室内その他監督職員が指示する箇所 【規格・提出部数】※Ａ４版クリアファイル３ 部　・Ａ４版写真台帳　部 （4）その他の写真 隣接建物等に損傷のおそれがある場合は、施工前・施工後の写真（カラー・キャビネ版）を監督職員の指示により提出するものとする （5）保管 工事写真のデータは、受注者において工事完成後２年間保管すること
	17	完成時の提出図書	※提出を要する　完成図書：１部 竣工図の種類（※全て　・　　） 竣工図の作成方法　CAD（ＣＡＤデータの提出（※要　・不要）） 原図　・普通紙　※ 不要 竣工図　二つ折製本（・ A１版　部　・A２版　部　・ A３版　５部） 竣工図は原則としてCADにて修正を行い、施工図・保全に関する資料で必要なものの提出は監督職員の指示による なお、１８ 電子納品で対象工事である場合は、加えて電子成果品を　２部提出すること 工事完了時の建物仕様に関する資料（保全マネジメントシステム） ・建物基本情報 ・型式台帳 工事完了時の建物使用に関する資料は、監督職員が指定する様式で作成する。
	~~18~~	~~電子納品~~	※電子納品対象工事とする 電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは、「営繕工事電子納品要領（以下、要領という）」に基づいて作成されたものを指す 成果品については、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する また、成果品提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること
	19	工事中情報共有システム	（1）本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする 広島県工事中情報共有システム（http://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする （4）受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合、協力しなければならない
	20	施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする
	21	設備工事との取合い	設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける
	22	撤去部分	コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする
	23	適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる 基準風速　Ｖｏ＝　32　ｍ／ｓ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　⊙Ⅲ　・Ⅳ 積雪区分　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　　）
	24	騒音・振動の防止	「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する
	25	施工中の安全確保	・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は、労働安全衛生法第３０条第２項に基づき、当該工事について、同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する ・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは、本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること
	26	実施工程表 ［1．2．1］	工事期間は建築設備を含んだ期間とし、工事全体を把握して作成し、監督職員の承諾を受ける
	27	工程報告	別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月２回１部提出すること
	28	保証書	次の工事について保証書を提出すること

工事区分	材　料　名	保証年数	備　　考
・防水改修工事	・アスファルト防水	年	漏水の場合等
	・改質アスファルトシート防水	年	漏水の場合等
	・合成高分子ルーフィング防水	年	漏水の場合等
	・塗膜防水	年	漏水の場合等

	29	コンクリートの試験 （6.9.1～6）	※コンクリートの強度試験 公的機関又はこれに準ずる機関で行う。ただし、調合管理強度の管理試験用及び型枠取外し時期の決定用については、生コン工場試験室でもよい
2 仮設工事	①	騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん等の対策　・ 防音パネル　・ 防音シート　［2．1．3］ 防音パネル、 防音シートを取り付ける足場の設置範囲 ※ 工事に必要な範囲
	②	足場等	［2．2．1］［表2．2．1］ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 外部足場　⊙設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　　）　・ 設置しない 防護シート　・ 設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　　）　・ 設置しない 内部足場　・ 設置する（ ※ 脚立、足場板等　・　　）　・ 設置しない 材料、撤去材等の運搬方法　・ Ａ種　※ Ｂ種　・ Ｃ種　⊙Ｄ種　・ Ｅ種 Ｃ種：利用可能なエレベーター（　　） Ｄ種：利用可能な階段（　　）
	③	既存部分の養生	［2．3．1］ 養生方法等 ・ 既存部分の養生方法　※ ビニルシート、合板等による　・ ・ 既存家具、既存設備等の養生方法　※ビニルシート等　・ ・ 既存ブラインド、カーテン等の養生方法　※ ビニルシート等（取外し再取付を行う） 保管場所　※ 構内既存施設内　・ ・ 固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動　※ 行う（図示） 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
	4	仮設間仕切り	仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　※ 図示　［2．3．2］［表2．3．1］ 仮設間仕切りの種別と材質等 ・ Ａ種　※ Ｂ種　・ Ｃ種　・ 図示 Ａ、Ｂ種の仕上げ材 ※ せっこうボード（GB-R 厚さ9.5mm）　・ 合板（普通合板 厚さ9mm） Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　※ 行わない　・ 行う Ａ種のグラスウールの充填 ※行う（ＪＩＳ　Ａ　６３０１グラスウール吸音材３２Ｋ厚５０mm） ・行わない 仮設扉の種別　※木製（合板張り程度）　・
	~~5~~	~~監督職員事務所等~~	・ 設ける　※ 設けない　［2．4．1］ 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による
	⑥	工事用水	構内既存の施設　※ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　⊙利用できない
	⑦	工事用電力	構内既存の施設　※ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　⊙利用できない
	⑧	仮囲い等の安全施設	別紙設計図による
	⑨	工事現場の表示	現場の見えやすい位置に、監督職員が指示する次の表示板を設置する ※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
	⑩	交通誘導員	※配置する　・配置しない ※大型車両進入時　２人／日　・常時配置　１人／日
	~~11~~	~~快適トイレモデル工事~~	本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型　・受注者希望型）であり、「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。 快適トイレチェックシートの様式は、「広島県の調達情報」の「様式集＞建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。 また、完成検査までに提出するアンケートは、「広島県の調達情報」の「入札・契約制度>入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

事業年度　年度 工事完成　年度	設 計 令和 年 月	三原市都市部建築課	大	中	小	地域	施設	種類 建築	工事名 元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）	事務所名･建築士登録番号･氏名 有限会社　ＭａｓＭａｓ 一級建築士登録　第325897号 小松木　靖之　印	図面名称・縮尺　－　(A3版-71%縮小) 建築改修工事特記仕様書(1)	図 番 G-1

~~9 床点検口~~

材種	寸法（mm）	形式		備考
・ アルミニウム製 ・ ステンレス製 ・ 鋼製	・ 450×450 ※ 600×600 ・	・ 一般形 ・ 密閉形	・ 屋内外用 ・ 屋内用	・ 鍵付き

密閉形とは、ボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したものとする。
（品質・性能）

部材名	材質	屋内外用	屋内用
受枠材 蓋枠材	アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材	JIS H 4100のA6063S -T5 （表面処理）JIS H 8602のB種又はJIS H 8601のAA15	
	ステンレス製	JIS G 4305のSUS304、SUS430J1L、SUS443J1 （表面処理）HL又は2B仕上げ程度	JIS G 4305のSUS430 （表面処理）HL又は2B仕上げ程度
	鋼製	―	標準仕様書表18.3.1及び表18.3.2のさび止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの
二重蓋の中蓋	錆鉄	JIS G 5501のFC150、FC200	
	その他	塩化ビニル樹脂製等	
目地材	黄銅	JIS H 3100 のC2600、C2720、C2801 JIS H 3250 のC3602、C3604	
	ステンレス	JIS G 4305のSUS304、SUS430J1L又はSUS443J1 JIS G 4308のSUS304	
底板材コーナーピース底板補強材	ステンレス鋼板	JIS G 4305のSUS304、SUS430J1L、SUS443J1 JIS G 4308のSUS304	JIS G 4305のSUS430
	アルミニウム板	JIS H 4000(A1100P H24) 表面処理：陽極酸化塗装複合被膜 JIS H 8601(AA15) JIS H 8602(B)	―
	鋼材	―	鋼製又はJIS G 3313にメラミン樹脂焼付塗装若しくは、標準仕様書表18.3.1及び表18.3.2のさび止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの
パッキン材		塩化ビニル系ゴム、軟質塩化ビニル、クロロプレン、スポンジラバー、エチレンプロピレン等枠の材質、形状に適した弾力性、密着性を有するもの	
アンカー材		鋼製に電気亜鉛めっき又は防錆塗料を行ったもの	
取手		黄銅鋳鉄製、黄銅製、アルミニウム押出形材・合金鋳鉄製、ステンレス鋳鋼品、ステンレス製等 ステンレス鋼材、アルミニウム押出形材などで被覆した、合成樹脂製のものは、衝撃による変形・割れが生じないものとする	
鍵		黄銅製、ステンレス製、亜鉛合金製とする 施錠・開錠は、鍵又は開閉用ハンドル式とする	
蓋の耐荷重性能		蓋中央部が荷重値Pn=1,000Nにおいて残留たわみが点検口の有孔径の0.08%以内であること。 受け枠、蓋その他の使用上支障がないこと。 破壊荷重は、荷重値のPnの2倍以上であること 。	

受け枠寸法の許容差　±0.5mm以下
蓋付寸法の許容差　　±0.5mm以下
受け枠と蓋枠のクリアランス　片側2.0mm以内
（試験方法）
耐荷重試験
試験体は、張物用とし、600mm角程度、枠見込みは、40mm以下とする。
試験は、蓋枠の四周を支持させ、蓋の中央部にφ50mmの加圧板を設置し、加圧する。
本試験前に200Ｎを加圧した後、本試験を行う。
本試験は、1,000Ｎで加圧、荷重除去を3回繰り返し行った後、その後試験体が破壊する（終局荷重）まで加圧する。
測定は、蓋中央部にかかる加圧を200Ｎ増す毎にたわみと受け枠の変形その他の異常について1,000Ｎまで3回繰り返す。

~~10 手すり~~

材質	表面仕上げ	直径（mm）	取付箇所
・ 集成材	・ クリアラッカー ・	・ 35 ・ 45 ・	
・ ステンレスパイプ	・ ＨＬ程度 ・		
・ 鋼製パイプ	・ ＳＯＰ ・ ＥＰ－Ｇ		
・ ビニル製ハンドレール			

~~11 天井見切り縁等~~

壁及び下がり壁と天井の取合いの見切縁（天井見切縁、下がり壁見切縁）の材種
※ アルミニウム既製品　・ ビニル既製品

⑫ 視覚障害者用床タイル（視覚障害者誘導用ブロック）　（11．2．2、19．2．2）

施工箇所		種類	寸法（mm）	厚さ（mm）
屋内		・ 塩化ビニル製	※ 300×300 ・	・ 7.0 ・
		・ セラミックタイル	※ 300×300 ・	・
		・ レジンコンクリート製	※ 300×300 ・	・
		・ コンクリート製		
屋外		・ セラミックタイル	※ 300×300 ・	・
		・ レジンコンクリート製	※ 300×300 ・	・
		・ コンクリート製		

突起の形状、配列及び寸法は JIS T 9251による

⑬ 鉄筋　８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（5．2．1）（表5．2．1）

種類の記号	呼び名	備考
※ ＳＤ２９５Ａ	※ Ｄ１６以下	
※ ＳＤ３４５	※ Ｄ１９以上	

⑭ 溶接金網　８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（5．2．2）

種類	網目寸法、鉄線の径（mm）	備考
※ 溶接金網	100mm×100mm、φ6mm	
・ 鉄筋格子		

⑮ 鉄筋の継手及び定着　８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（5．3．4）
鉄筋の継手の方法等
※ 重ね継ぎ手

鉄筋の重ね継手の長さ
※ ４０ｄと標準仕様書表5．3．2の重ね継手の長さのうち大きい値とする

鉄筋の定着長さ
※ 柱に取り付ける梁の引っ張り鉄筋の直線定着長さは４０ｄ以上とし、それ以外は標準仕様書表5．3．4による

機械式定着工法
・適用する
適用箇所　・ 図示による　・
種類　・摩擦圧接接合　・螺合グラウト固定　・嵌合グラウト固定

⑯ コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度等　８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（6．2．1～4）
※ 普通コンクリート

設計基準強度（Ｆｃ）［Ｎ／mm2］	スランプ（ｃｍ）	適用箇所
※ ２４ ○ ２１ ○ １８	※ 標準仕様書表6.2.2による ・	※ コンクリート全て（無筋コンクリートを除く） ・

※構造体強度補正値　※標準仕様書表6.3.2による

⑰ セメント　（6．3．1）
種類
※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントＡ種、シリカセメントＡ種又はフライアッシュセメントＡ種
・ 高炉セメントＢ種
・ フライアッシュセメントＢ種

⑱ 型枠　８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（6．8．2）
せき板の材料　※ 合板　厚さ（ ※ １２mm　・　　）
・ メッシュ型枠
・ 断熱材を兼用した型枠　厚さ２５mm以下かつ熱抵抗値１ｍｈ℃／ｋＣａｌ以上

⑲ 無筋コンクリート　８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（6．14．1）

種　類	設計基準強度（Ｆｃ）［Ｎ／mm2］	スランプ（mm）	施　工　箇　所
※ 普通コンクリート ・	※ １８ ・	※ １５ ・	※ 標準仕様書6.14.1(4)(7)～(ｽ)による ・

種類
※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントＡ種、シリカセメントＡ種又はフライアッシュセメントＡ種
・ 高炉セメントＢ種
・ フライアッシュセメントＢ種

~~20 床コンクリート~~　（8．1．4）（表8．1．5）
直均し仕上げ　仕上げの平たんさは、図示以外は下記による

改修標準仕様書表8.1.5による平たんさの種別	施工箇所
ａ種	合成樹脂塗床、ビニル系床材張り、床コンクリート直均し仕上げ、フリーアクセスフロア（置敷式）　（　　）
ｂ種	カーペット張り、防水下地、セルフレベリング材塗り（　　）
ｃ種	タイル張り、モルタル塗り、フリーアクセスフロア（支柱調整式）（　　）

㉑ あと施エアンカー　（14．1．3）
６章内装改修工事　軽量鉄骨天井下地及び８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による
あと施エアンカー施工後の確認試験　※ 行う　・ 行わない

~~22 トイレブース~~　（20．2．5）

表面材の材料	脚部	
	形状	ドアエッジ 材質
※ メラミン樹脂系化粧板 ・ ポリエステル樹脂系化粧板	※ 幅木タイプ ・	※ アルミニウム製 ・ ステンレス製 ・ 表面材と同材

（品質・性能）
（１）パネル

項目	品質・性能
表面材	メラミン樹脂系、ポリエステル樹脂系化粧板又はメラミン樹脂系単一材とする。
裏打材	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、防食処理及び防錆処理を施した材料とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。
心材	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質とする。ただし、メラミン樹脂系単一材の場合は適用しない。
枠材	JIS A 6512「可動間仕切」の表9に対応する材質のうち、鋼材については、亜鉛めっき
エッジ材	処理を施した材料とする。
小口	防水処理を施す。

（２）構造金物

項目	品質・性能
脚部（脚具、幅木）	JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304、SUS430J1L、SUS443J1とし、仕上げはHL程度とする。

（３）付属金物

項目	品質・性能
ヒンジ	耐蝕性のあるものとする。
ラッチセット	
戸当り	腐蝕の恐れのある材料には防錆処理を施してあるものとする。 戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質であるものとする。

（４）外観は、JIS A 6512「可動間仕切」の5.b）による。

（５）パネル表面材の耐薬品性・耐汚染性・耐ひっかき性・開閉耐久性

項目	品質・性能	
	耐薬品性及び耐汚染性	耐引っかき性
メラミン樹脂系化粧板及びメラミン樹脂系単一材	JIS K 6903(2008)「熱硬化性樹脂高圧化粧板」の表８品質による耐汚染性（Ｂ法）の規定を満足していること。	―
低圧メラミン樹脂系化粧板	ポリエステル樹脂系加工化粧合板、ポリエステル樹脂系化粧ＭＤＦ、ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボードのいずれかの品質に適合していること。	
ポリエステル樹脂系加工化粧合板	JAS「合板の日本農林規格」第９条特殊加工化粧合板に示された耐汚染性Ｂ試験において、試験片の表面に色が残らないこと。	JAS「合板の日本農林規格」第９条特殊加工化粧合板に示された耐引っかき性Ｂ試験において、きずの深さの平均値が10μm以内であること。
ポリエステル樹脂系化粧ＭＤＦ	JIS A 5905「繊維板」の表18の規定に適合していること。	
ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード	JIS A 5908「パーティクルボード」の表11の規定に適合していること。	

（試験方法）
（１）ヒンジは、JIS A 1510-2「建築用ドア金物の試験方法－第2部：ドア用金物」に規定する試験による。
（２）戸当りの衝撃試験は、JIS A 1510-2に規定する試験による。
パネル材料のホルムアルデヒド放散量　※ JIS A 6512によりＦ☆☆☆☆以上

事業年度　年度 工事完成　年度	設 計 令和 年 月	三原市都市部建築課	大	中	小	地域	施設	種類 建築	工事名 元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）	事務所名・建築士登録番号・氏名 有限会社　ＭａｓＭａｓ 一級建築士登録　第325897号 小松木　靖之　印	図面名称・縮尺　－　(A3版-71%縮小) 建築改修工事特記仕様書(2)	図 番 G-2

01	建築物、敷地に関する事項	－

1 工事名称	元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）
2 工事場所	（住居表示）広島県三原市館町２丁目５－２
3 工事種別	新築　増築，　改築，　移転，　大規模の修繕，　大規模の模様替，　用途変更，　外構工事
4 主要用途	（用途の区分08150 ）博物館　・（用途の区分08220 ）児童福祉施設等　・（用途の区分08470 ）事務所
	（消防法令による防火対象物の用途区分）(16) 項　　ロ
5 都市計画区域	内　：　［ 市街化区域，　市街化調整区域，　指定なし　］
	外
6 用途地域	第　種低層住居専用地域，　第　種中高層住居専用地域，第１種住居地域，準住居地域，
	近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域，工業専用地域，指定なし
7 防火地域	防火地域，準防火地域，法２２条地域，指定なし
8 道路	幅員　11m　　市道（館町９号線）

9 面積規制				
法定許容建ぺい率	%			
指定建ぺい率	60 %	法５３条３項の適用［ 有（10%,20%） ， 無 ］		
法定許容容積率	%			
指定容積率	200 %	特定道路からの距離　m，前面道路に対する乗数		
10 敷地面積	敷地全体（実測）	3,530.00 ㎡		
11 主要面積	建築基準法上の面積	（申請部分）	（申請以外の部分）	（合計）
	建築面積	1,008.96 ㎡	22.57 ㎡	1,031.53 ㎡ （建ぺい率） 29.23 %
	延べ面積	1,495.01 ㎡	194.54 ㎡	1,689.55 ㎡
	容積算定時 延べ床	㎡	㎡	㎡ （容積率） 47.59 %

02 配置図・断面図（現況）　1/400

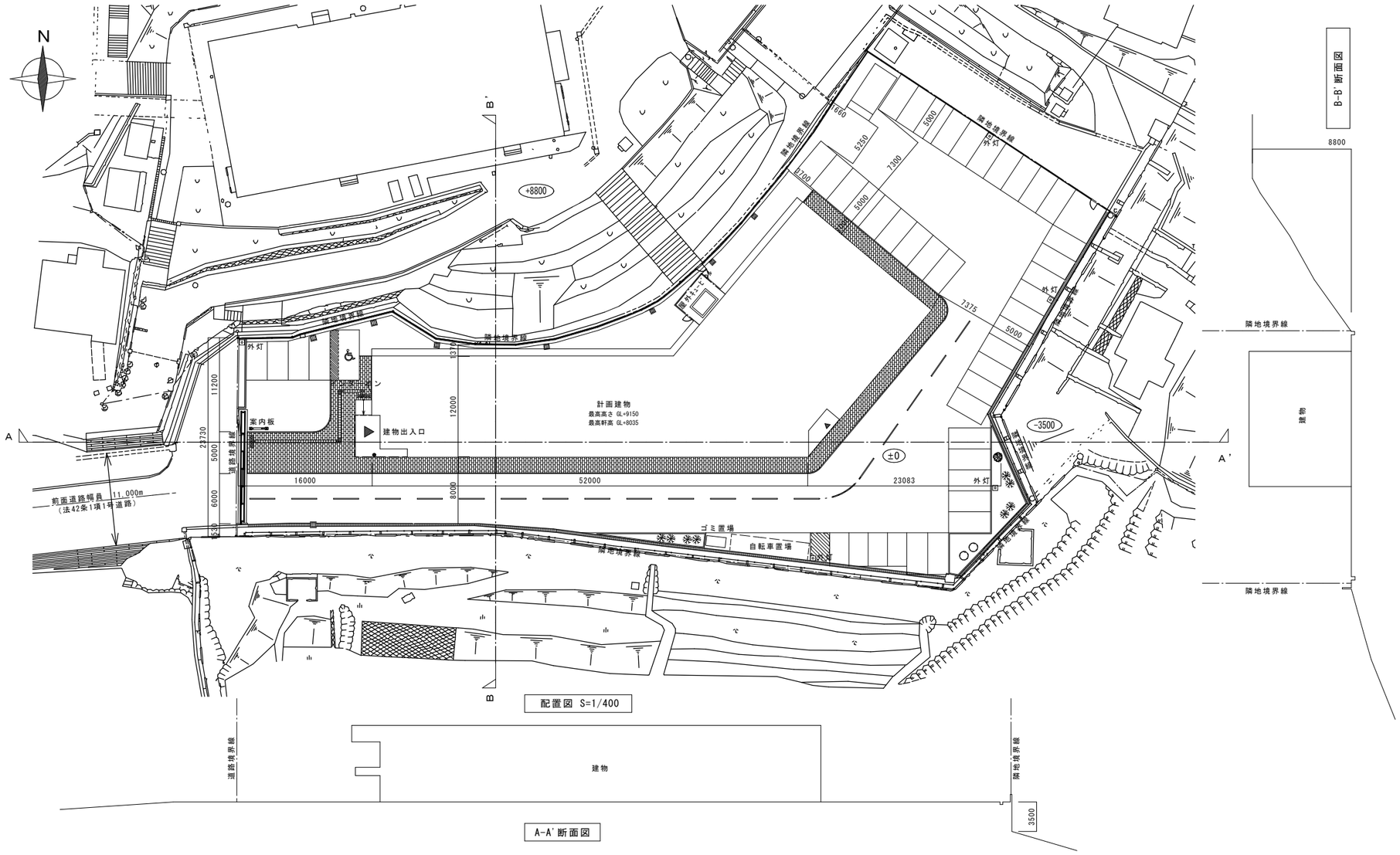

03 附近見取図　－

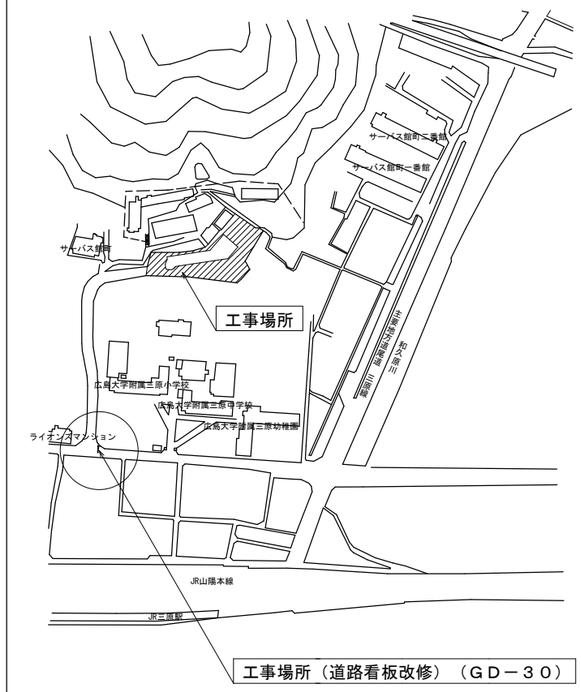

04 別途工事内容　－

事務所から歴史民俗資料館 放課後児童クラブに用途変更	
1	内部改修
2	外部改修
3	屋上防水改修
4	電気設備改修
5	空調設備改修
6	給排水衛生設備改修

事業年度　年度 工事完成　年度	設計 令和 年 月	三原市都市部建築課	大	中	小	地域	施設	種類 建築	工事名 元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）	事務所名・建築士登録番号・氏名 有限会社　ＭａｓＭａｓ 一級建築士登録　第325897号 小松木　靖之　印	図面名称・縮尺　S=1/400　(A3版-71%縮小) 付近見取り図・配置図(現況)	図番 G-3

符号	名　称	内　容	撤去の有無	詳細図面 NO.
a	場内舗装	アスファルト舗装	一部撤去	GD-5
b	歩道	インターロッキング敷	―	GD-6
c	縁石①	地先境界ブロック	―	GD-6
d	縁石②	コンクリート縁石	―	GD-8
e	犬走	コンクリート金コテ押え	一部撤去	GD-7
f	土間	コンクリート金コテ押え	一部撤去	GD-7
g	ネットフェンス①	コンクリート基礎(立上り)ﾈｯﾄﾌｪﾝｽH=900(扉含む)	一部撤去	GD-10、15～20
h	ネットフェンス②	ネットフェンスH=1800(自立型)（扉含む）	一部撤去	―
i	側溝①	U字溝 W300	―	GD-15、16
j	側溝②	コンクリートL型側溝	一部撤去	GD-15
k	側溝③	現場打コンクリート側溝(グレーチング蓋)	―	GD-19
l	雨水桝①	現場打コンクリート桝（L型側溝一体型）	一部撤去	GD-16
m	雨水桝②	現場打コンクリート桝	一部撤去	―
n	白線	駐車スペース、車路誘導、その他	撤去	GD-3、4
o	車止め	コンクリート製	一部撤去	GD-9
p	門扉	アルミ製片引き門扉(5枚引き)	改修	GD-12
q	手摺(東側スロープ)	ステンレス手摺	―	GD-11
r	塀	コンクリート塀	―	GD-13
s	案内板	自立型製作案内板	―	GD-14

撤去範囲を示す。

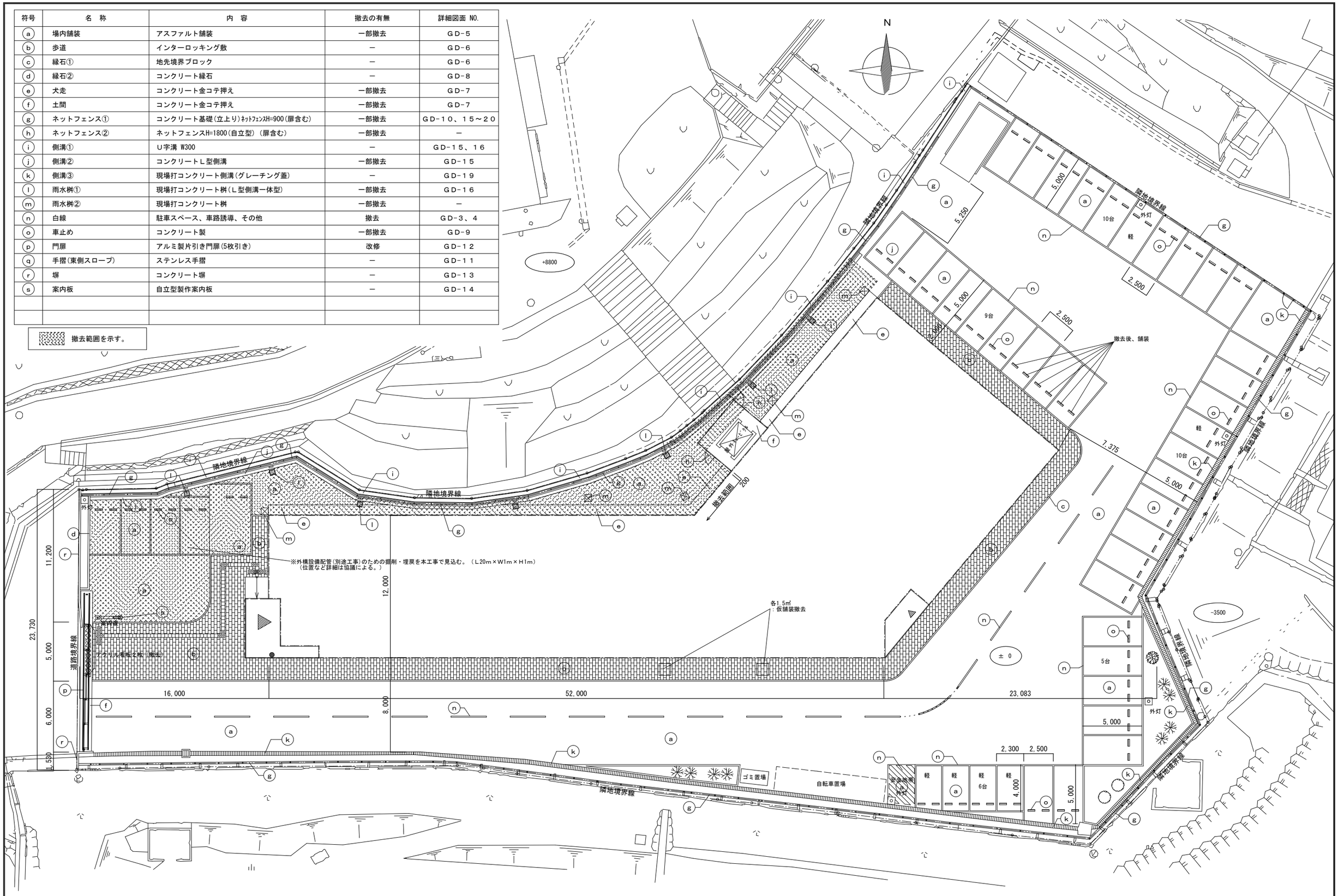

事業年度　年度 工事完成　年度	設 計 令和 年 月	三原市都市部建築課	大	中	小	地域	施設	種類 建築	工事名 元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）	事務所名･建築士登録番号･氏名 有限会社　ＭａｓＭａｓ 一級建築士登録　第325897号 小松木　靖之　印	図面名称・縮尺　S=1/200　(A3版-71%縮小) （改修前）外構平面図	図 番 G-4

符号	名　称	内　容	新設の有無	新設符号	図面 NO.
a	場内舗装	アスファルト舗装	一部新設	a	GD-5
b	歩道	インターロッキング敷	既存のまま		GD-6
c	縁石①	地先境界ブロック	既存のまま		GD-6
d	縁石②	コンクリート縁石	一部新設	d	GD-8
e	犬走	コンクリート金コテ押え	一部新設	e	GD-7
f	土間	コンクリート金コテ押え	一部新設	f	GD-7
g	ネットフェンス①	コンクリート基礎(立上り)ﾈｯﾄﾌｪﾝｽH=900(門扉含む)	一部新設	g	GD-10、15～20
h	ネットフェンス②	ネットフェンスH=1800(自立型)（扉含む）	一部新設	h	―
i	側溝①	U字溝 W300	既存のまま		GD-15、16
j	側溝②	コンクリートL型側溝	一部新設	j	GD-15
k	側溝③	現場打コンクリート側溝(グレーチング蓋)	既存のまま		GD-19
l	雨水桝①	現場打コンクリート桝(L型側溝一体型)	一部新設	l	GD-16
m	雨水桝②	現場打コンクリート桝	一部新設	m	―
n	白線	駐車スペース、車路誘導、その他	新設	n	GD-3、4
o	車止め	コンクリート製	一部新設	o	GD-9
p	門扉	アルミ製片引き門扉(5枚引き)	既存のまま		GD-12
q	手摺(東側スロープ)	ステンレス手摺	既存のまま		GD-11
r	塀	コンクリート塀	既存のまま		GD-13
s	案内板	自立型製作案内板	既存のまま		GD-14
	待受け擁壁①	コンクリート擁壁 H=800	新設	t	GD-21
	待受け擁壁②	コンクリート擁壁 H=850　(建物際)	新設	v	GD-21
	待受け擁壁③	コンクリート擁壁 H=1,000	新設	w	GD-22
	待受け擁壁④	コンクリート擁壁 H=1,000の上ネットフェンスH=800	新設	x	GD-23
	植栽(プランター)（2個）	樹脂製ﾌﾟﾗﾝﾀｰφ850 H=480 ＋ ｼﾏﾄﾈﾘｺ H1500	新設	y	―
	植栽	ｼﾏﾄﾈﾘｺ H3000　(土壌改良：２m3を含む。)	新設	z	―

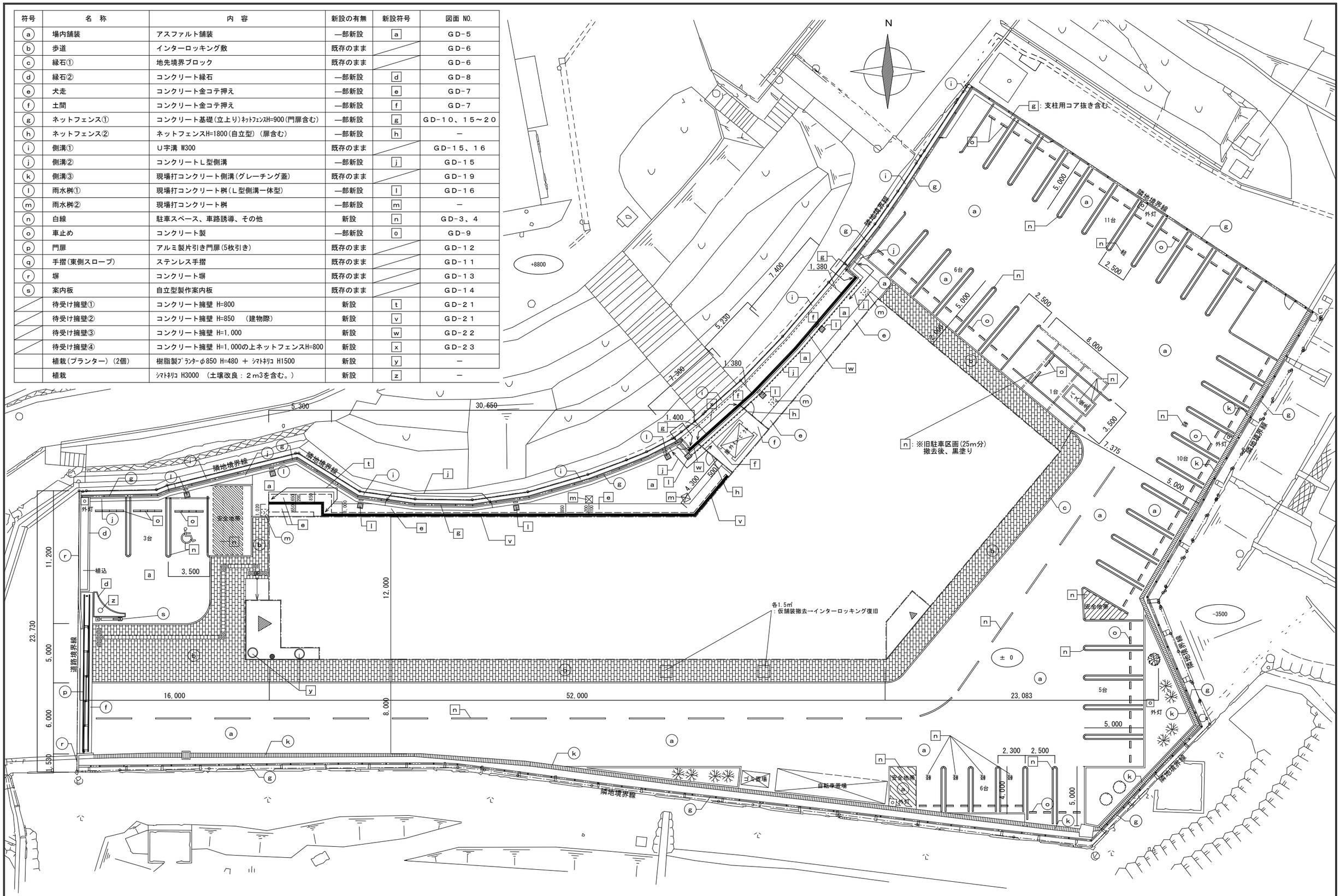

事業年度　年度 工事完成　年度	設 計 令和 年 月	三原市都市部建築課	大	中	小	地域	施設	種類 建築	工事名 元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）	事務所名･建築士登録番号･氏名 有限会社　ＭａｓＭａｓ 一級建築士登録　第325897号 小松木　靖之　印	図面名称・縮尺　S=1/200　(A3版-71%縮小) （改修後）外構平面図	図 番 G-5

符号	名　称	内　容	新設の有無	新設符号	図面 NO.
a	場内舗装	アスファルト舗装	一部新設	a	ＧＤ－５
b	歩道	インターロッキング敷	既存のまま		ＧＤ－６
c	縁石①	地先境界ブロック	既存のまま		ＧＤ－６
d	縁石②	コンクリート縁石	既存のまま		ＧＤ－８
e	犬走	コンクリート金コテ押え	一部新設	e	ＧＤ－７
f	土間	コンクリート金コテ押え	一部新設	f	ＧＤ－７
g	ネットフェンス①	コンクリート基礎(立上り)ﾈｯﾄﾌｪﾝｽH=900(門扉含む)	一部新設	g	ＧＤ－１０、１５～２０
h	ネットフェンス②	ネットフェンスH=1800(自立型)（扉含む）	一部新設	h	－
i	側溝①	Ｕ字溝 W300	既存のまま		ＧＤ－１５、１６
j	側溝②	コンクリートＬ型側溝	一部新設	j	ＧＤ－１５
k	側溝③	現場打コンクリート側溝(グレーチング蓋)	既存のまま		ＧＤ－１９
l	雨水桝①	現場打コンクリート桝（Ｌ型側溝一体型）	一部新設	l	ＧＤ－１６
m	雨水桝②	現場打コンクリート桝	一部新設	m	－
n	白線	駐車スペース、車路誘導、その他	新設	n	ＧＤ－３、４
o	車止め	コンクリート縁石	既存のまま		ＧＤ－９
p	門扉	アルミ製片引き門扉(5枚引き)	既存のまま		ＧＤ－１２
q	手摺(東側スロープ)	ステンレス手摺	既存のまま		ＧＤ－１１
r	塀	コンクリート塀	既存のまま		ＧＤ－１３
s	案内板	自立型製作案内板	既存のまま		ＧＤ－１４
	待受け擁壁①	コンクリート擁壁 H=800	新設	t	ＧＤ－２１
	待受け擁壁②	コンクリート擁壁 H=850　（建物際）	新設	v	ＧＤ－２１
	待受け擁壁③	コンクリート擁壁 H=1,000	新設	w	ＧＤ－２２
	待受け擁壁④	コンクリート擁壁 H=1,000の上ネットフェンスH=800	新設	x	ＧＤ－２３
	プランター（2個）	樹脂製プランターφ850 H=480	新設	y	－

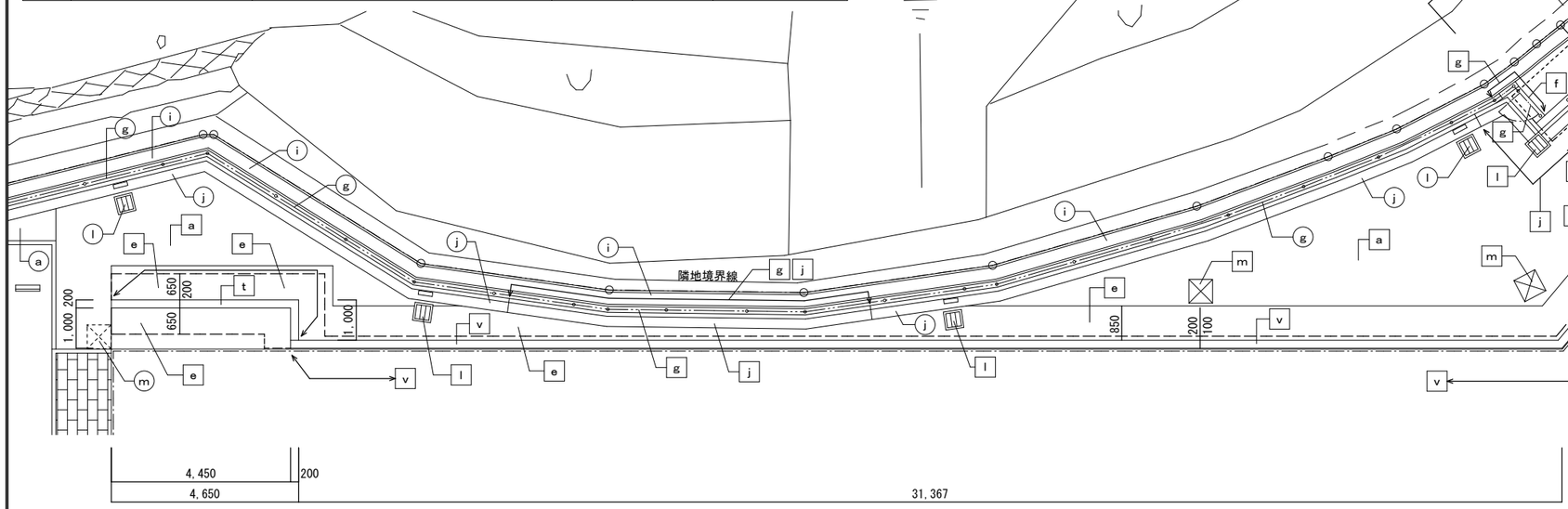

待受け擁壁廻り外構平面図　1:100

キュービクル廻り拡大図　1:50

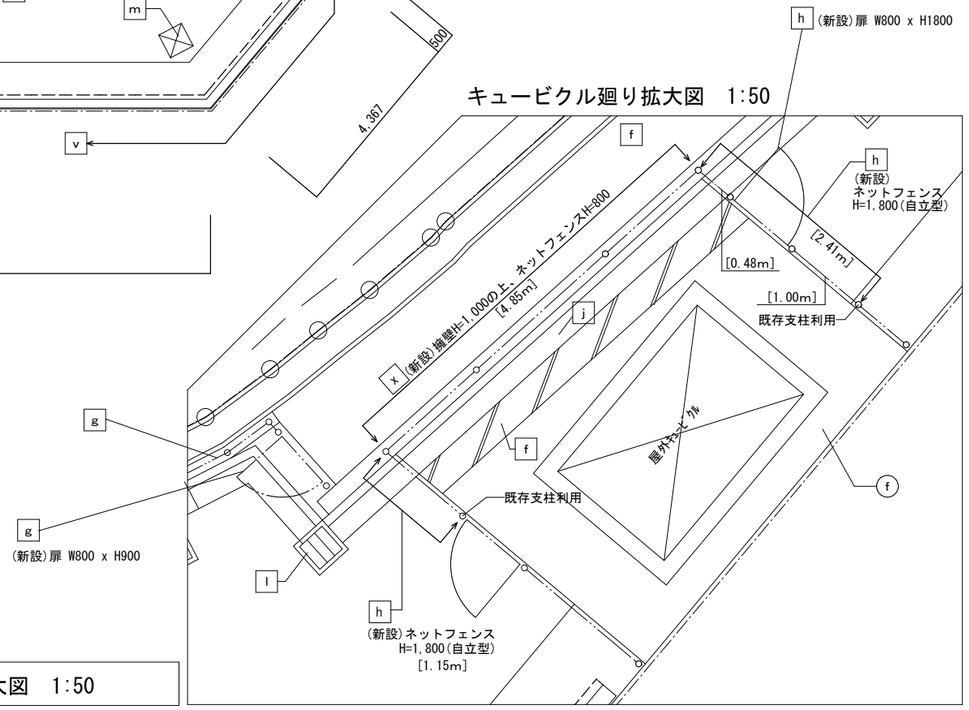

キュービクル廻り拡大図　1:50

事業年度　年度 工事完成　年度	設 計 令和 年 月	三原市都市部建築課	大	中	小	地域	施設	種類 建築	工事名 元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）	事務所名･建築士登録番号･氏名 有限会社　ＭａｓＭａｓ 一級建築士登録　第325897号 小松木　靖之　印	図面名称・縮尺　S=1/100、1/50　(A3版-71%縮小) 待受け擁壁廻り外構平面図	図 番 G-06

GD-1 多目的ホール東面シャッター廻り犬走り詳細図 1/20

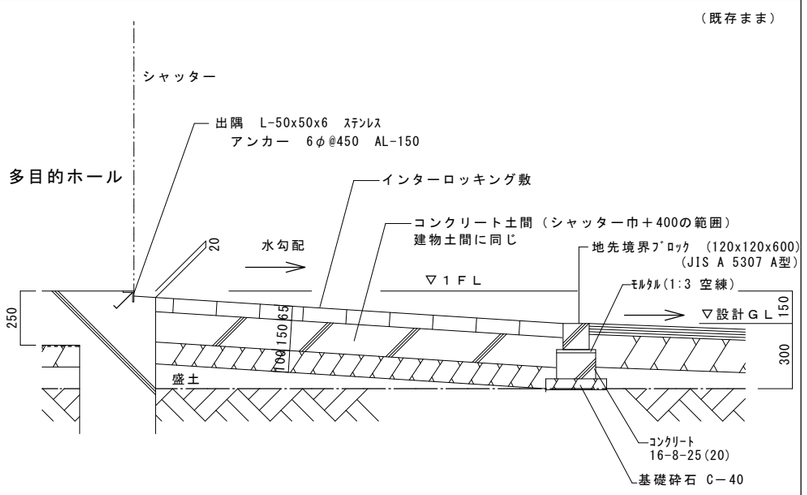

GD-2 北面境界廻り詳細図（排水桝） 1/20

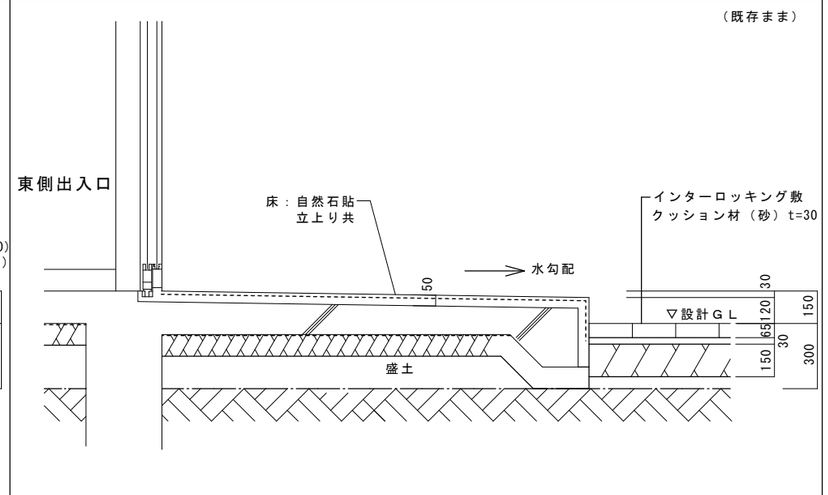

GD-3 一般駐車ライン 1/100

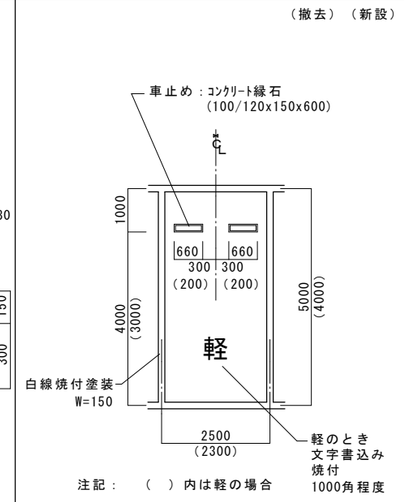

GD-4 身障者用駐車場 （撤去） 1/100

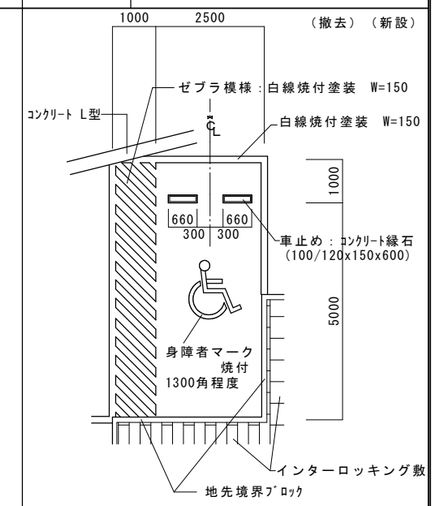

GD-5 アスファルト舗装 断面詳細図 1/10

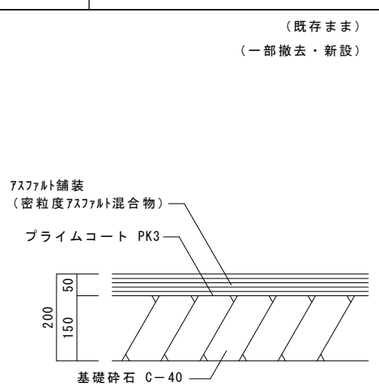

GD-6 インターロッキング及び縁石 断面詳細図 1/10

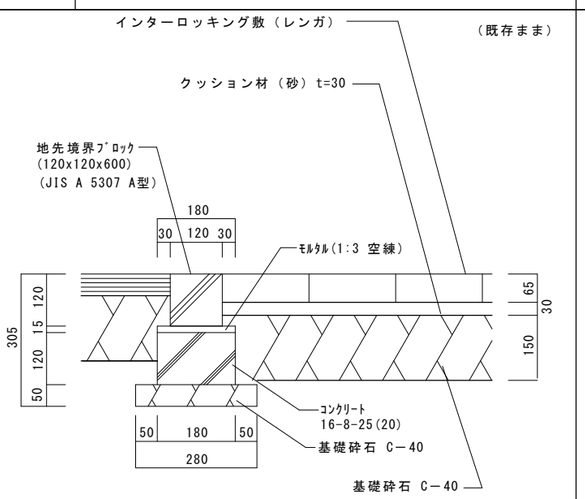

GD-7 コンクリート犬走り 断面詳細図 1/10

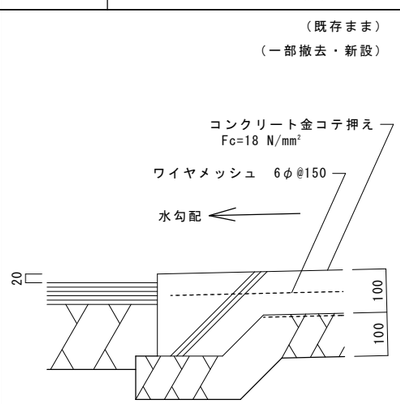

GD-8 植込縁石 断面詳細図 1/10

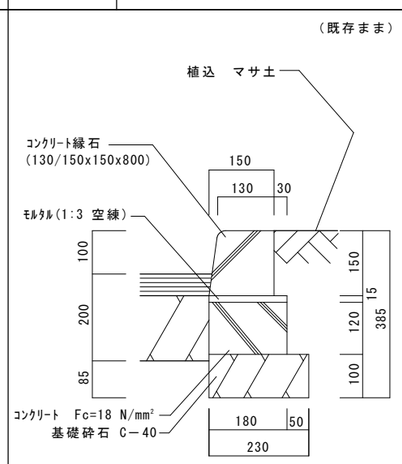

GD-9 駐車場の車止め 断面詳細図 1/10

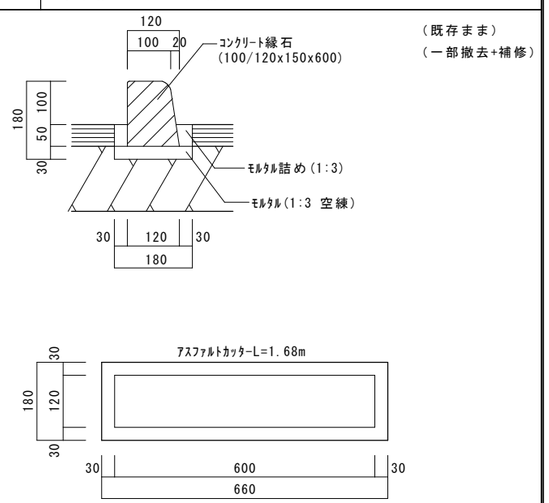

GD-10 ネットフェンス塀 断面詳細図 1/20

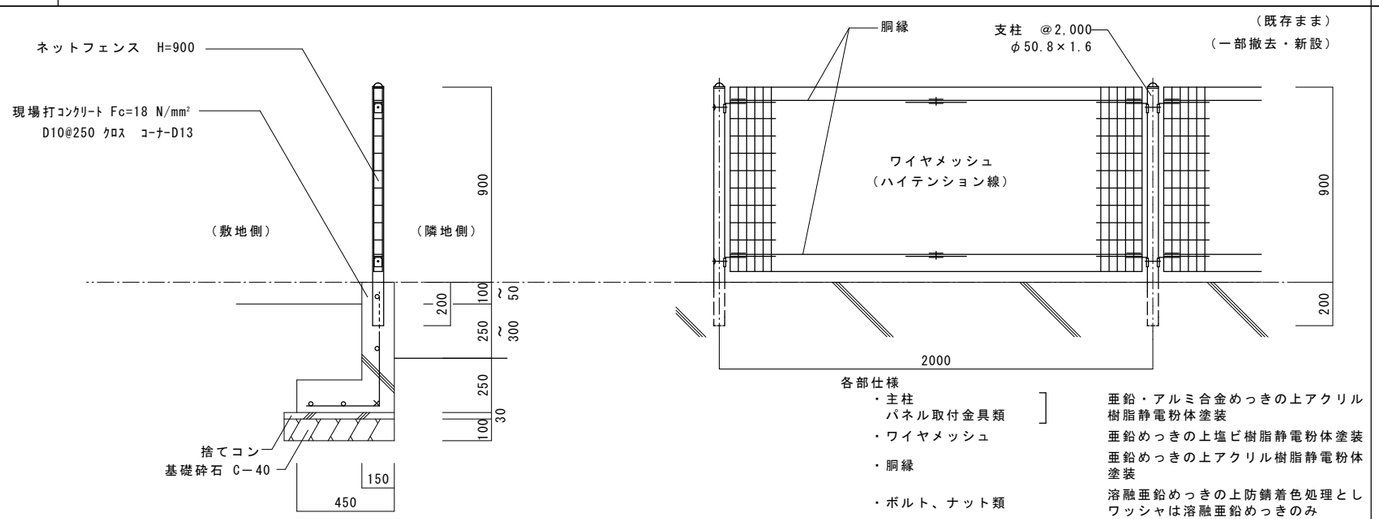

GD-11 ステンレス手摺 詳細図 1/20

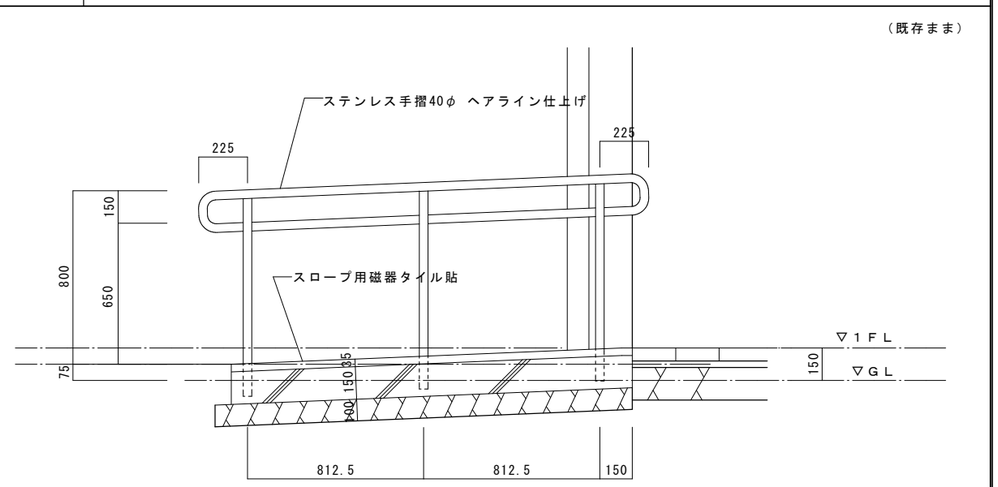

事業年度 年度	設計	三原市都市部建築課	大	中	小	地域	施設	種類	工事名	事務所名・建築士登録番号・氏名	図面名称・縮尺 S=1/200 (A3版-71%縮小)	図番
工事完成 年度	令和 年 月							建築	元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）	有限会社 ＭａｓＭａｓ 一級建築士登録 第325897号 小松木 靖之 印	外構部分詳細図（1）	G-07

ＧＤ－１２　門扉廻り詳細図　1/50

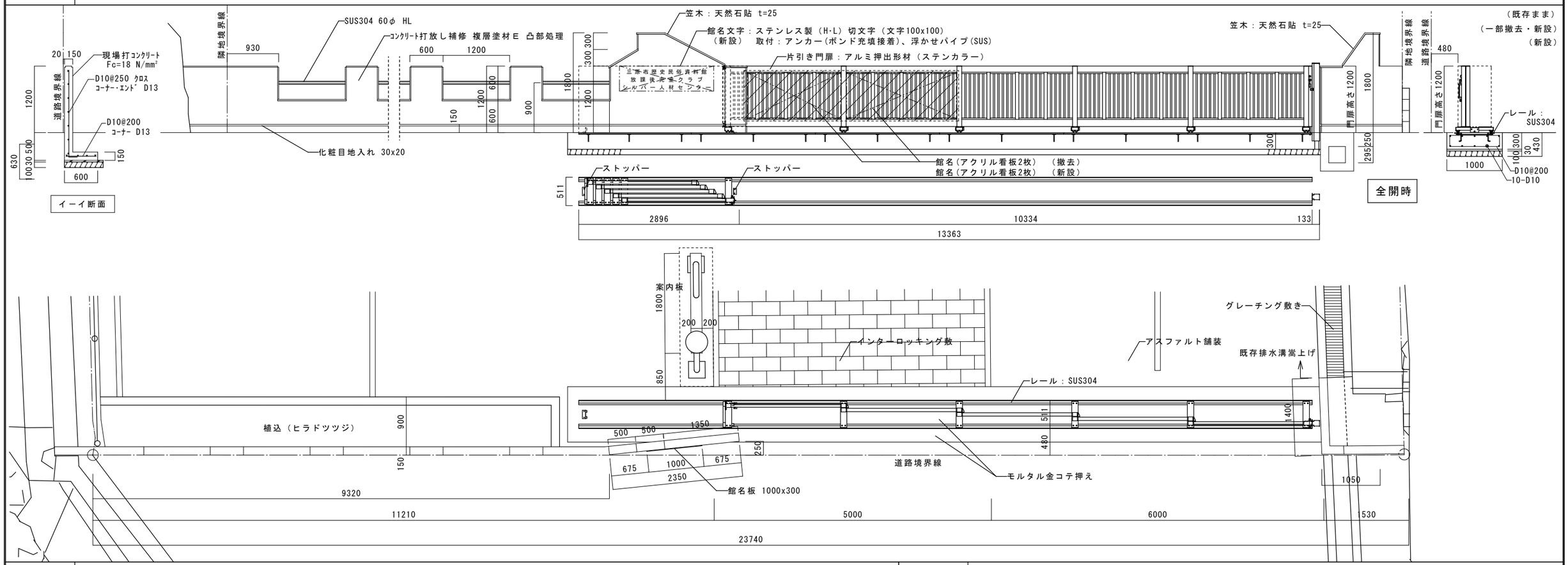

ＧＤ－１３　門扉南ＲＣ塀詳細図　1/20

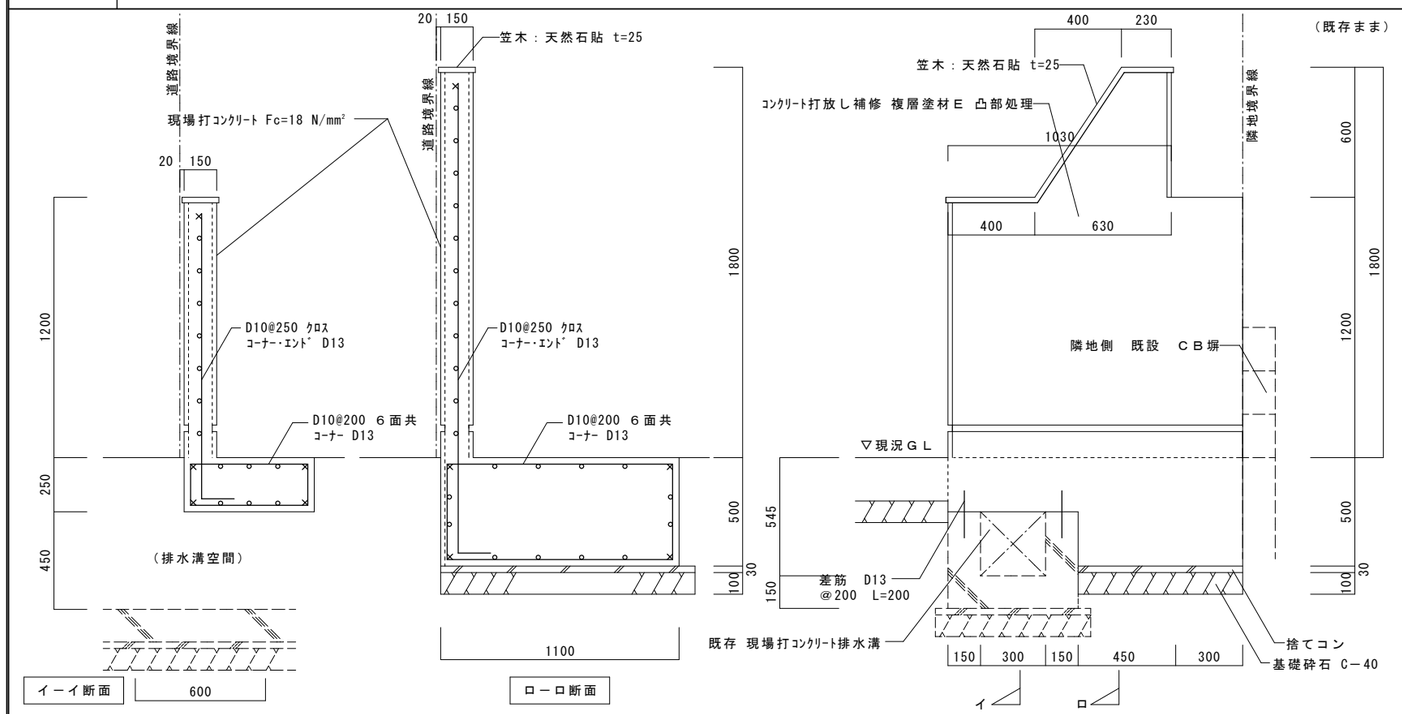

ＧＤ－１４　案内板　1/50

（既存まま）

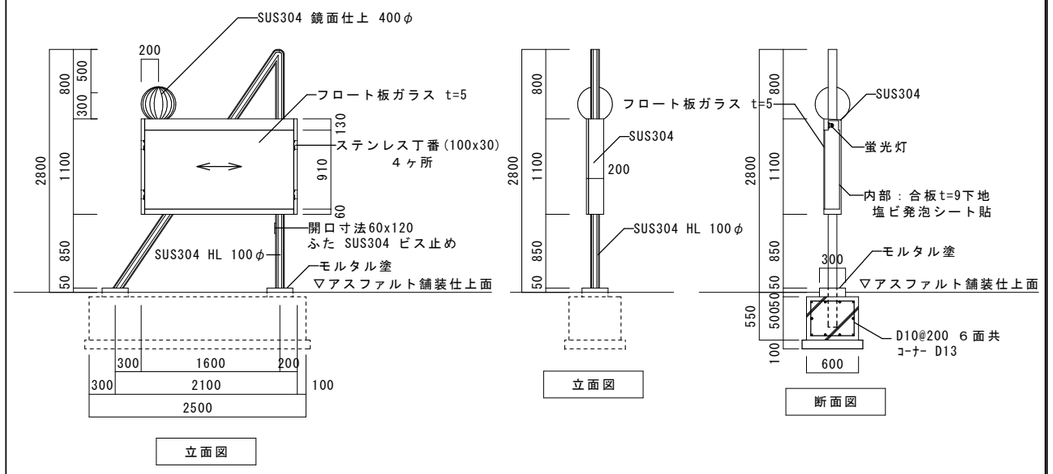

※１．特記なきステンレス板SUS304の厚さは1.5mmとし、ＨＬ仕上げ角出し曲げとする。
※２．鉄面は、錆止め塗料塗とする。
※３．組み立ては要所を溶接する。

事業年度　年度 工事完成　年度	設 計 令和 年 月	三原市都市部建築課	大	中	小	地域	施設	種類 建築	工事名 元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）	事務所名·建築士登録番号·氏名 有限会社　ＭａｓＭａｓ 一級建築士登録　第325897号 小松木　靖之　印	図面名称・縮尺　S=1/200　(A3版-71%縮小) 外構部分詳細図（２）	図 番 G-08

ＧＤ－１５　北面境界廻り詳細図　1/20

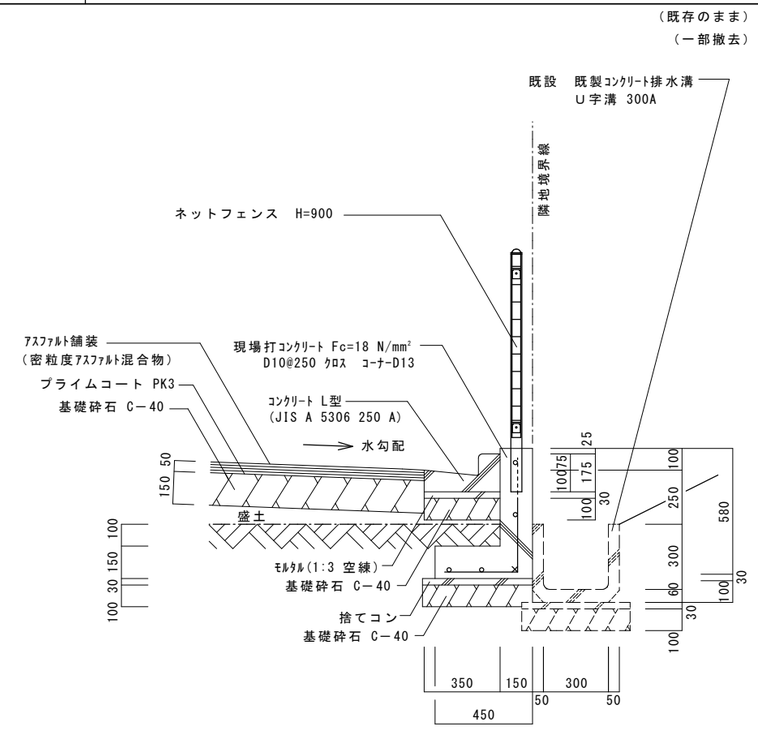

ＧＤ－１６　北面境界廻り詳細図（排水桝）　1/20

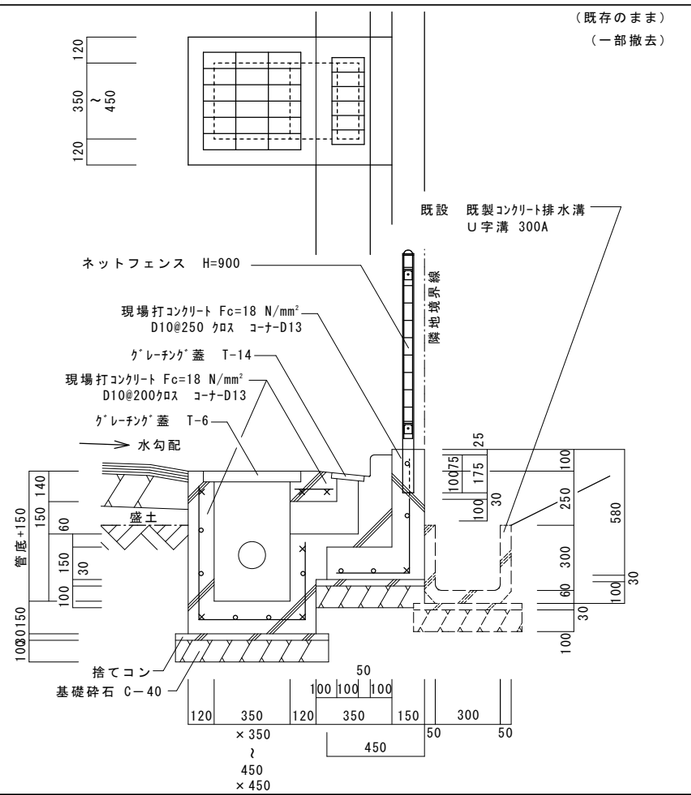

ＧＤ－１７　北東面境界廻り詳細図　1/20

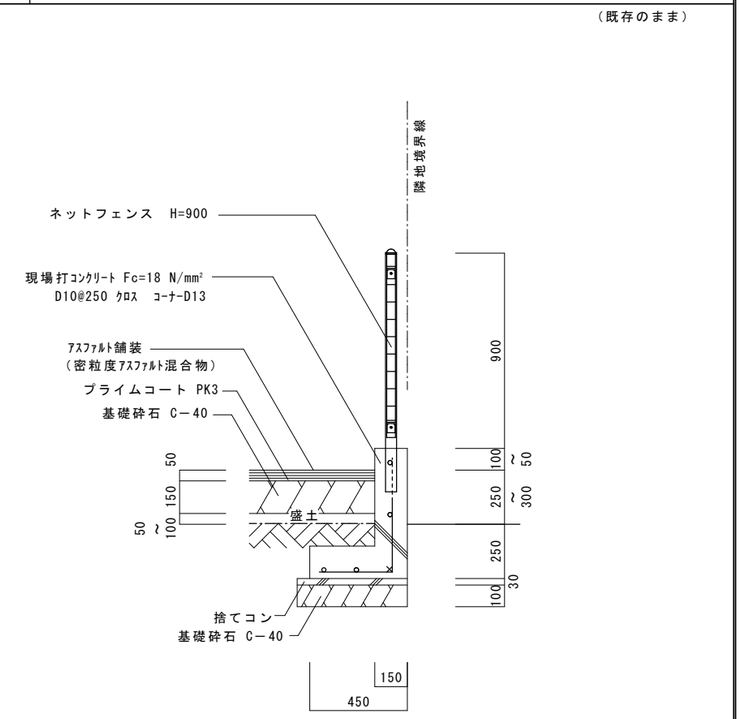

ＧＤ－１８　東面境界廻り詳細図　1/20

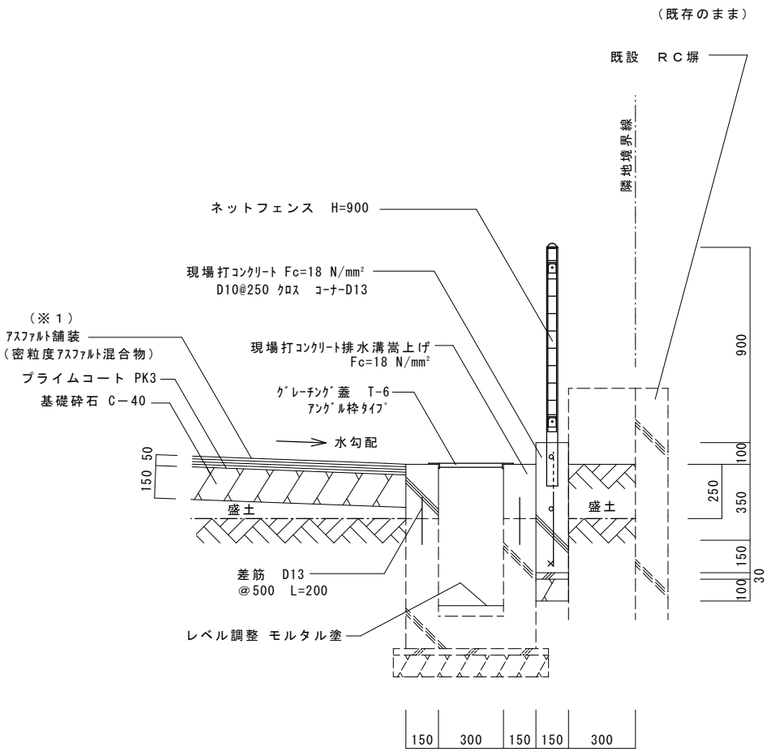

（※１）植込部分はＧＦ－５に準ずる

ＧＤ－１９　南東面境界廻り詳細図　1/20

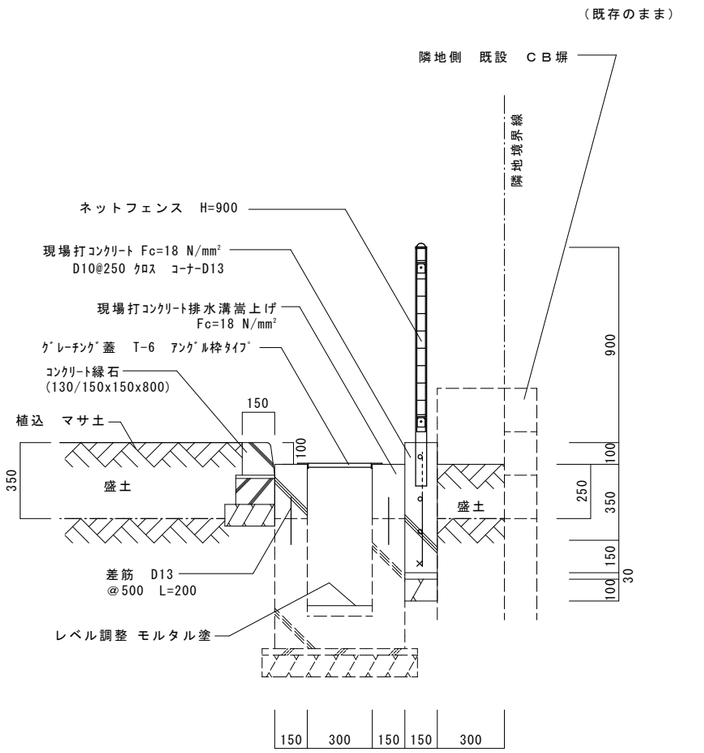

ＧＤ－２０　南面境界廻り詳細図　1/20

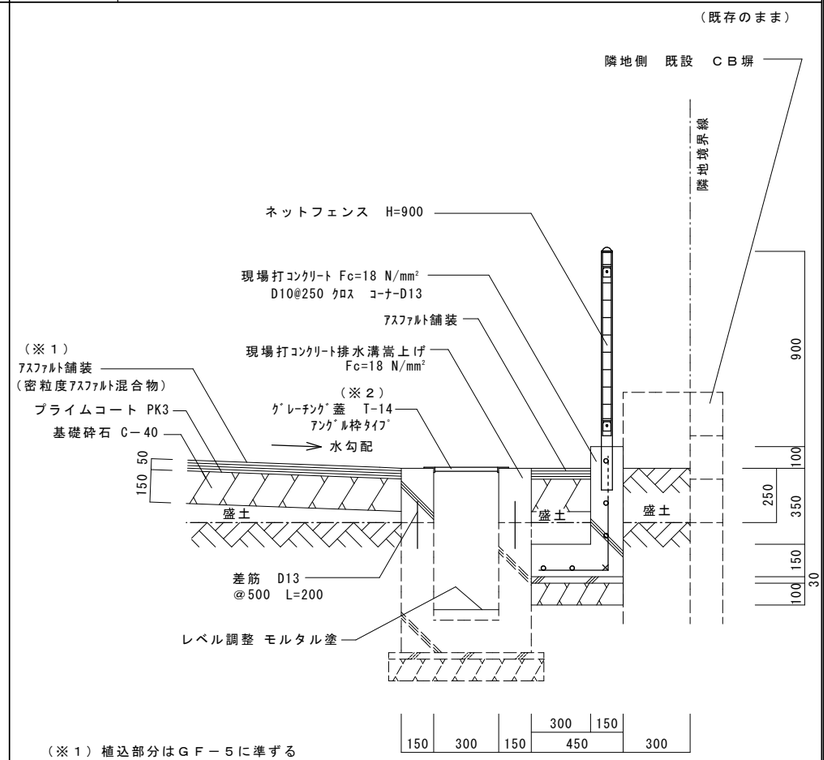

（※１）植込部分はＧＦ－５に準ずる

（※２）ゴミ置場西側の植込以東は、T-6 使用　外構配置図に図示

事業年度　年度 工事完成　年度	設 計 令和 年 月	三原市都市部建築課	大	中	小	地域	施設	種類 建築	工事名 元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）	事務所名･建築士登録番号･氏名 有限会社　ＭａｓＭａｓ 一級建築士登録　第325897号 小松木　靖之　印	図面名称・縮尺　S=1/200　(A3版-71%縮小) 外構部分詳細図（３）	図 番 G-09

GD-21 待受け擁壁①、② 1:30

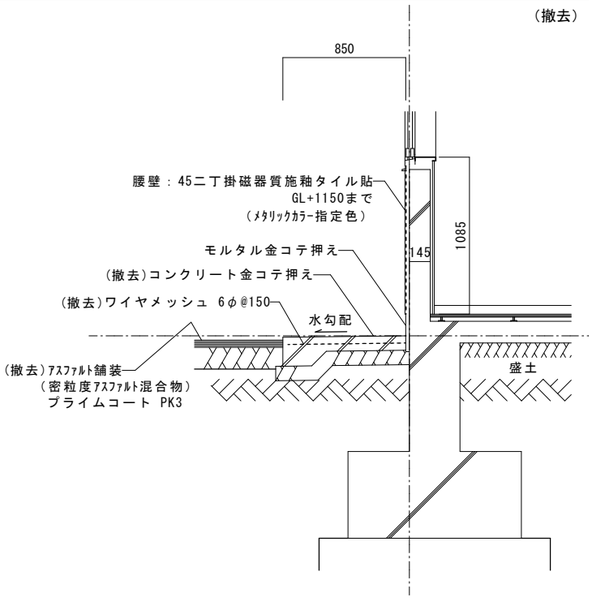

既存犬走廻り断面図

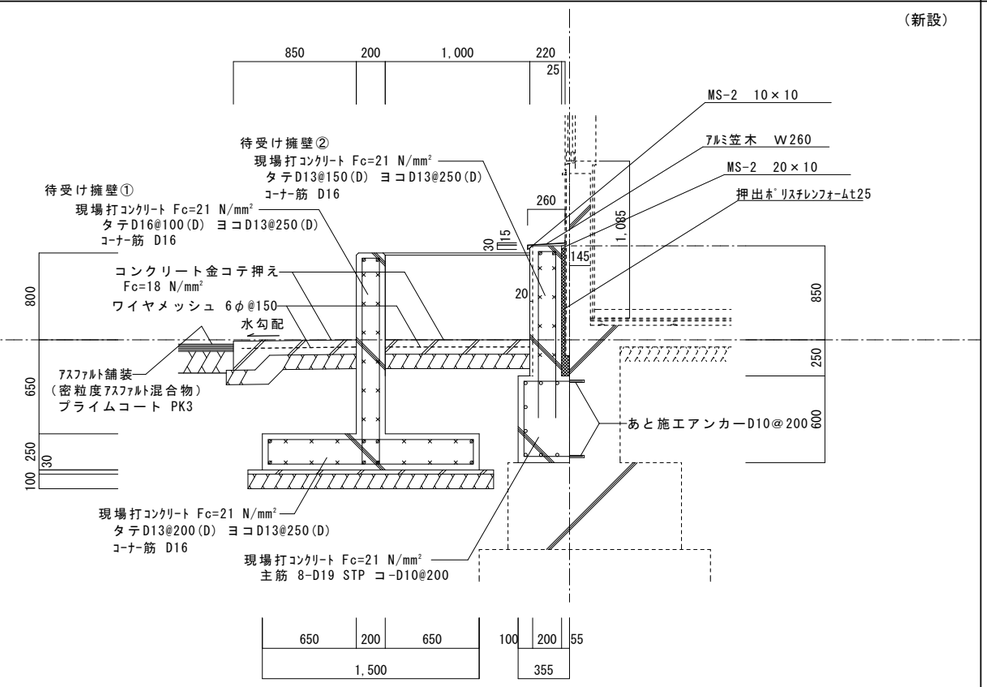

新設犬走・待ち受擁壁廻り断面図

GD-30 道路看板ｼｰﾄ張替（２箇所） ※事前の実測を含む。

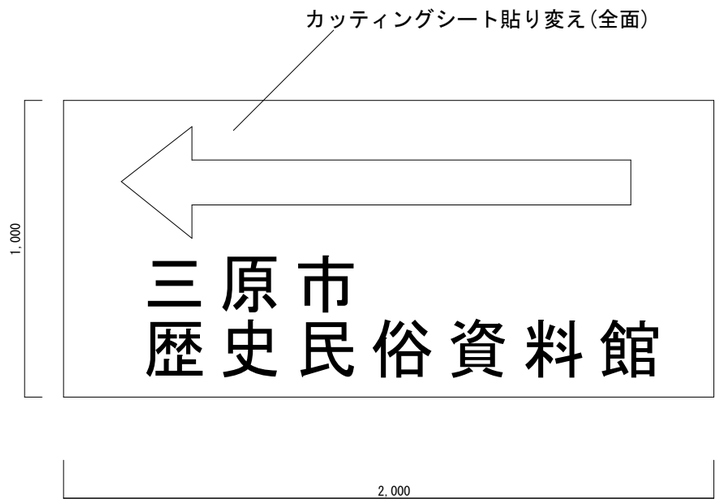

※事前に看板寸法の実測を行うこと。
※文字サイズ・フォント等については監督職員と協議すること。
※張替前に三原市土木管理課維持係に対して事前協議を含む。

GD-22 待受け擁壁③ 1:30

(新設)

※掘削時、隣地側溝が動かないように施工すること。

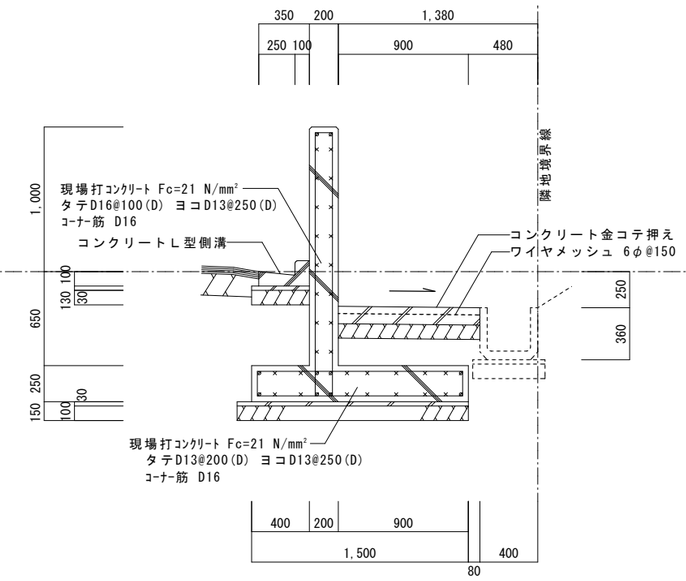

Ｌ型側溝部分

GD-23 待受け擁壁④ （キュービクル廻り） 1:30

(新設)

※掘削時、隣地側溝が動かないように施工すること。

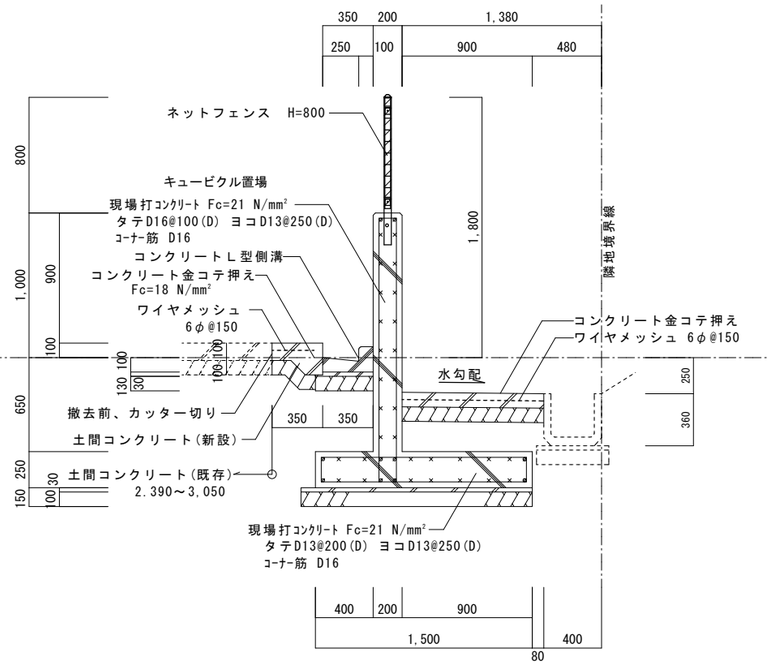

1:30

(新設)

※掘削時、隣地側溝が動かないように施工すること。

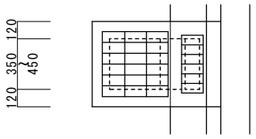

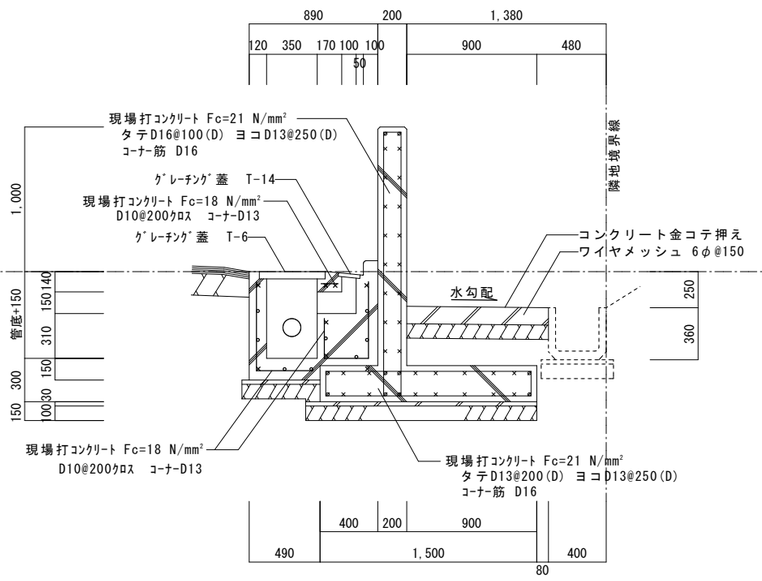

雨水桝部分

事業年度 年度 工事完成 年度	設 計 令和 年 月	三原市都市部建築課	大	中	小	地域	施設	種類 建築	工事名 元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）	

事務所名･建築士登録番号･氏名 有限会社 ＭａｓＭａｓ 一級建築士登録 第325897号 小松木 靖之 印	図面名称・縮尺 S=1/200 (A3版-71%縮小) 外構部分詳細図（４）	図 番 G-10

雨水排水桝　一覧

符　号	桝の大きさ	桝の種類	管　底	蓋	備　考
1	４００□	現場打ＲＣ造	設計ＧＬ－３４０	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　T-6	撤去・新設
2	４００□	現場打ＲＣ造	設計ＧＬ－３８０	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　T-6	撤去・新設
3	４００□	現場打ＲＣ造	設計ＧＬ－４１０	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　T-6	新設
4	４００□	現場打ＲＣ造	設計ＧＬ－４３０	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　T-6	既存のまま
5	４００□	現場打ＲＣ造	設計ＧＬ－４９０	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　T-6	撤去・新設
6	４００□	現場打ＲＣ造	設計ＧＬ－５５０	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　T-6	撤去・新設
7	４５０□	現場打ＲＣ造	設計ＧＬ－６００	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　T-6	既存のまま
8	４５０□	現場打ＲＣ造	設計ＧＬ－６４０	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　T-6	既存のまま
9	４５０□	現場打ＲＣ造	設計ＧＬ－３００	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　T-6	既存のまま
10	３５０□	現場打ＲＣ造	設計ＧＬ－３００	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　T-6	既存のまま
11	３５０□	現場打ＲＣ造	設計ＧＬ－３００	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　T-6	既存のまま
12	３５０□	現場打ＲＣ造	設計ＧＬ－３００	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　T-6	撤去・新設
13	３５０□	現場打ＲＣ造	設計ＧＬ－３００	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　T-6	撤去・新設
14	３５０□	現場打ＲＣ造	設計ＧＬ－３００	ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ　T-6	既存のまま

（特記事項）
- 桝底は、管底－１５０とする。
- ---------- 雨水配管（既存のまま）
- ———— 雨水配管（撤去・新設）

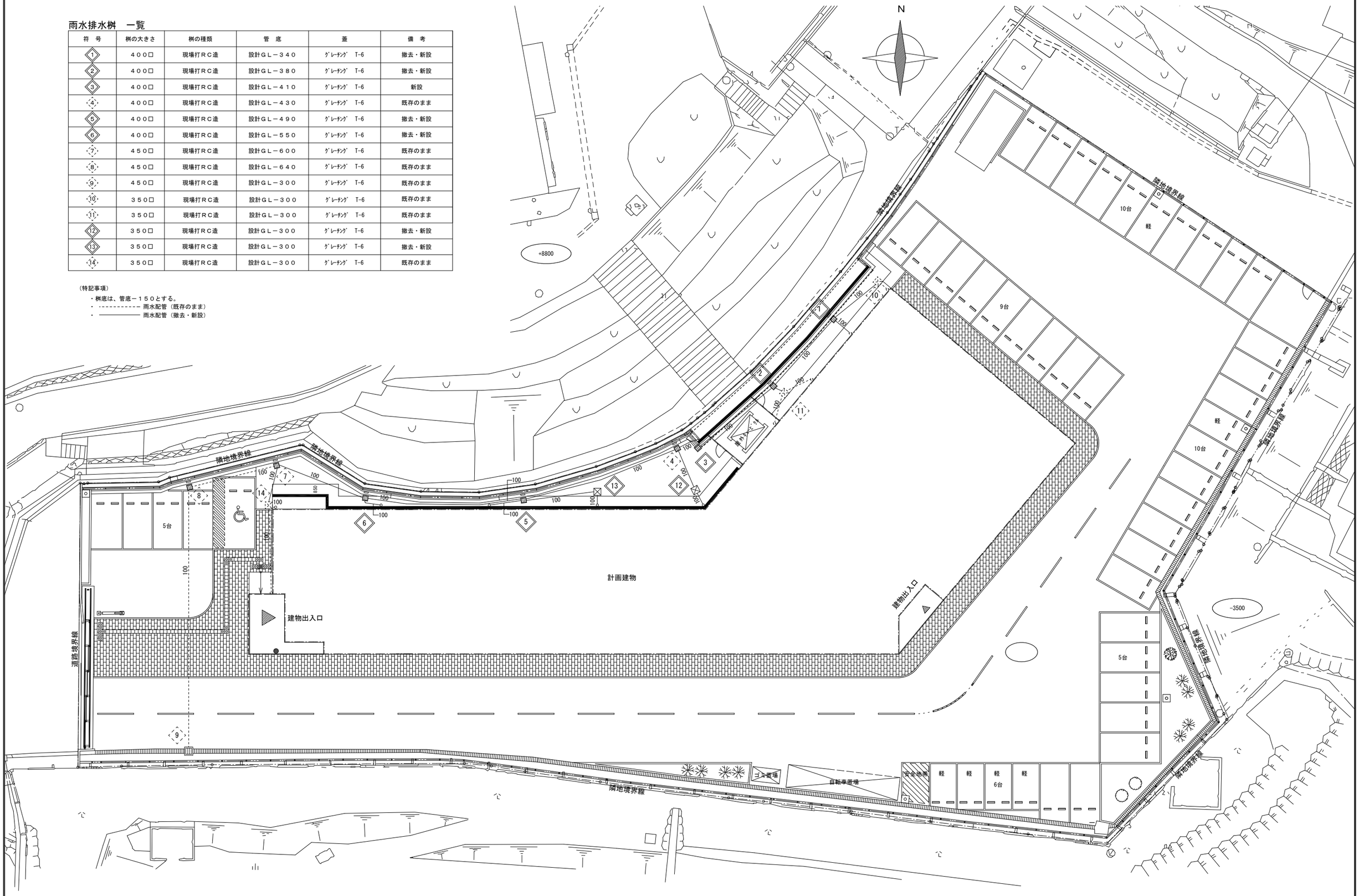

事業年度　年度 工事完成　年度	設 計 令和 年 月	三原市都市部建築課	大	中	小	地域	施設	種類 建築	工事名 元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）	事務所名･建築士登録番号･氏名 有限会社　ＭａｓＭａｓ 一級建築士登録　第325897号 小松木　靖之　印	図面名称・縮尺　S=1/200　(A3版-71%縮小) 雨水排水配置図	図 番 G-11

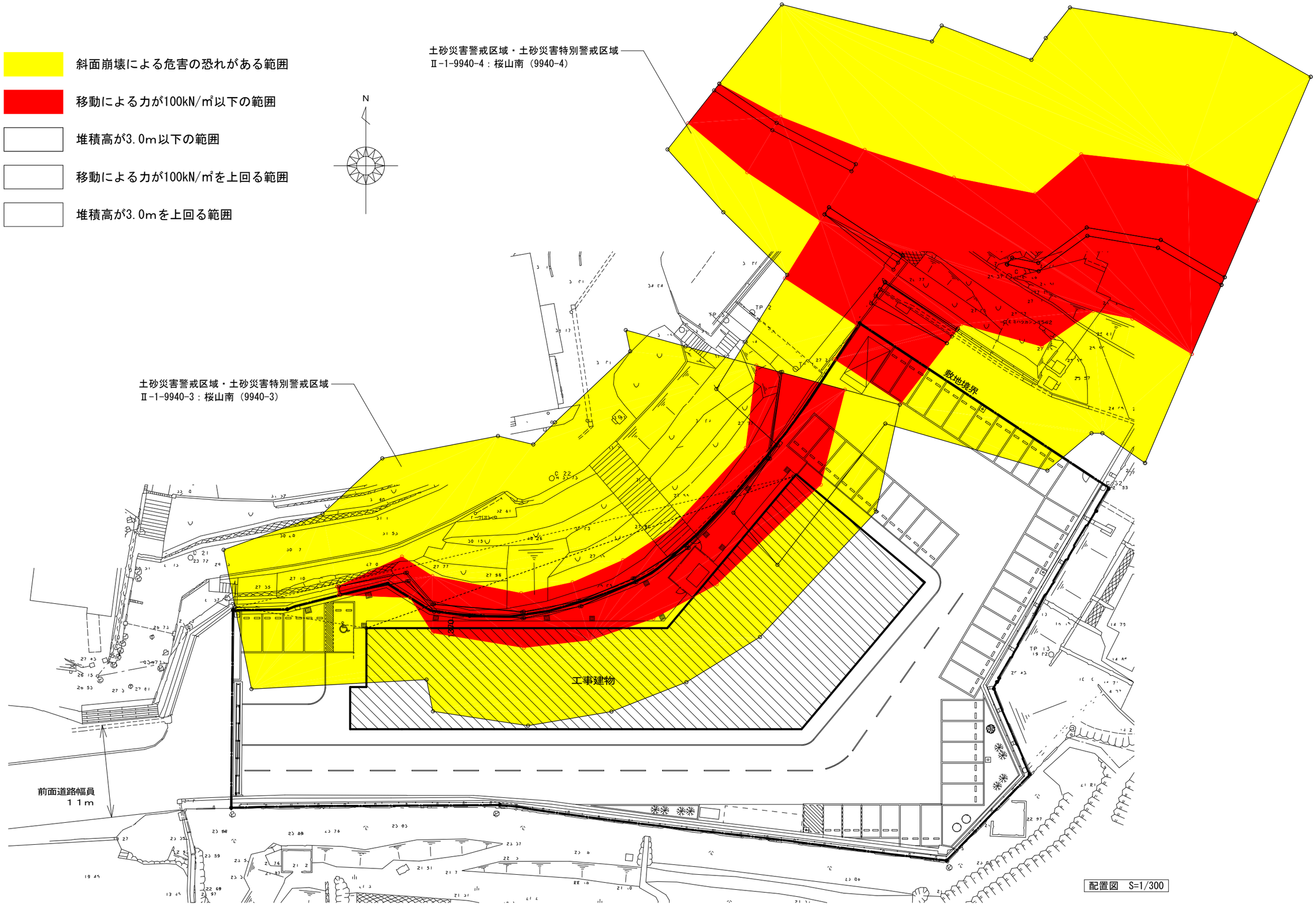

事業年度　年度 工事完成　年度	設 計 令和 年 月	三原市都市部建築課	大	中	小	地域	施設	種類 機械	工事名 元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）	事務所名・建築士登録番号・氏名 有限会社　ＭａｓＭａｓ 一級建築士登録　第325897号 小松木　靖之　印	図面名称・縮尺　S=1/300　(A3版-71%縮小) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図	図 番 G-12

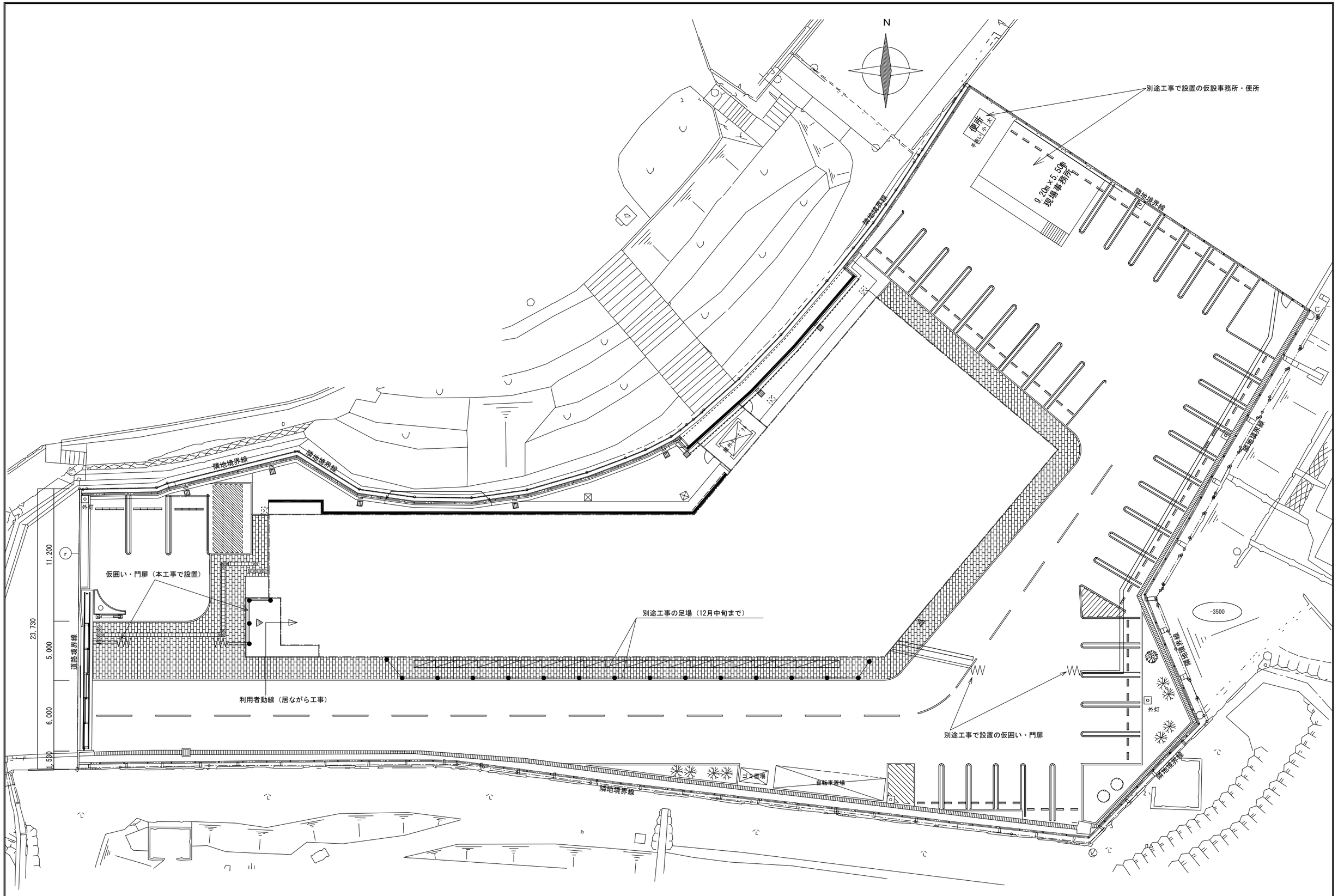

事業年度　年度 工事完成　年度	設 計 令和 年 月	三原市都市部建築課	大	中	小	地域	施設	種類 建築	工事名 元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）	事務所名･建築士登録番号･氏名 有限会社　ＭａｓＭａｓ 一級建築士登録　第325897号 小松木　靖之　印	図面名称・縮尺　S=1/200　(A3版-71%縮小) 仮設計画図	図 番 G-13

参　考　数　量　書

工　事　名　称　　元ゆめきゃりあセンター改修工事（外構工事）

工　事　場　所　　三原市館町二丁目

［工　事　概　要］

用途,構造,面積	歴史民族資料館・放課後児童クラブ・事務所、鉄骨造２階建て、床面積1,689.55㎡
工　事　範　囲	改修工事一式（外構工事）
別　途　工　事	元ゆめきゃりあセンター改修工事（建築主体工事）、元ゆめきゃりあセンター改修工事（電気設備工事）、元ゆめきゃりあセンター改修工事（機械設備工事）、歴史民俗資料館展示工事
工　　期	契約締結日の翌日　～　令和7年3月19日
一　般　事　項	

《 工事予算内訳 》　　合　計　金　額

〈内　　訳〉

区　　分	金　　額	概　　要
設　計　金　額		
消　費　税　額		
合　計　金　額		

工事費内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
直接工事費				
外構工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 ％
工事費	1	式		
調査基準価格	1	式		
調査基準価格の100/110	1	式		

工事種別内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
外構工事	1	式		
計				

外構工事　種目別内訳

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
元ゆめきゃりあセンター	1	式		
計				

元ゆめきゃりあセンター

名　　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
土工	1	式		
地業	1	式		
鉄筋	1	式		
コンクリート	1	式		
型枠	1	式		
金属	1	式		
内外装	1	式		
ユニット及びその他	1	式		
構内舗装	1	式		
屋外排水	1	式		
解体	1	式		
発生材処理	1	式		
計				

元ゆめきゃりあセンター

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
土工		1	式		
計					
地業	地業	1	式		
計					
鉄筋	外部	1	式		
計					
コンクリート	外部	1	式		
計					
型枠	外部	1	式		
計					
金属	外部	1	式		
計					
内外装	外部	1	式		
計					
ユニット及びその他	外部	1	式		

元ゆめきゃりあセンター

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　　量	単 位	金　　額	備　　考
計					
構内舗装		1	式		
計					
屋外排水		1	式		
計					
解体	解体	1	式		
計					
発生材処理	運搬	1	式		
発生材処理	処分	1	式		
計					

元ゆめきゃりあセンター　土工

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
根切り	小規模土工 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.13m3 -	68.1	m3			
埋戻し(A種)	小規模土工 山砂の類 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.13	30.5	m3			
根切り	小規模土工　設備工事相番 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.13m3 -	20	m3			
埋戻し(A種)	小規模土工 山砂の類 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.13	20	m3			
建設発生土運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　2t積級 人力積込　土砂 DID区間有り 23.0km以下	88.1	m3			
建設発生土処分	産廃扱い 2t車	88.1	m3			
計						

元ゆめきゃりあセンター　地業　地業

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
砂利地業	再生切込砕石	5.2	m3			
床付け (基準単価)	つぼ,布掘り	46.2	㎡			
計						

元ゆめきゃりあセンター　鉄筋　外部

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用 異形棒鋼	JIS G3112 SD295　D10	0.7	t			
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用 異形棒鋼	JIS G3112 SD295　D13	1.8	t			
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用 異形棒鋼	JIS G3112 SD295　D16	3.7	t			
鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ用 異形棒鋼	JIS G3112 SD345　D19	0.9	t			
鉄筋運搬費 (基準単価)	4ｔ車　30km程度	6.8	t			
鉄筋加工組立 (基準単価)	RC壁式構造 階高2.8m程度　　形状単純	6.8	t			
鉄筋ｶﾞｽ圧接 (基準単価)	D19 -D19	67	か所			
溶接金網敷	径6.0 100×100	1.7	m²			
計						

元ゆめきゃりあセンター　コンクリート　外部

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
普通ｺﾝｸﾘｰﾄ	JIS A5308　FC=21　S15 粗骨材20	42.6	m3			
普通ｺﾝｸﾘｰﾄ	JIS A5308　FC=18　S15 粗骨材20	8.4	m3			
温度補正	＋６	51	m3			
打設手間	基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ	51	m3			
ﾎﾟﾝﾌﾟ圧送		51	m3			
ﾎﾟﾝﾌﾟ圧送基本料金		4	組			
計						

元ゆめきゃりあセンター　型枠　外部

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
型枠 (基準単価)	普通合板型枠 壁式構造　地上軸部 階高2.8m程度	192	㎡			
型枠運搬費 (基準単価)	4ｔ車　30km程度 往復	192	㎡			
打放し面補修	B 種 ｺｰﾝ処理　部分目違いばらい	192	㎡			
計						

元ゆめきゃりあセンター　金属　外部

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
ｱﾙﾐ笠木	W260	36	m			
ｱﾙﾐ笠木	コーナー	1	か所			
ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ	ｷｭｰﾋﾞｸﾙ廻り	1	組			
ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ門扉	ｷｭｰﾋﾞｸﾙ廻り	1	枚			
ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ門扉	独立片開き	1	枚			
PCﾌｪﾝｽ	基礎共 H1800	27.5	m			
あと施工ｱﾝｶｰ	接着系 D10	482	本			
計						

元ゆめきゃりあセンター　内外装　外部

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
消火器ﾎﾞｯｸｽ	一時撤去再取付	1	か所			
ｼｰﾘﾝｸﾞ (基準単価)	ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ(2成分形)　PU-2 20×10	36	m			
ｼｰﾘﾝｸﾞ (基準単価)	変成ｼﾘｺｰﾝ(2成分形) MS-2 10×10	36	m			
押出法 ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ 断熱材	JIS A9521 2種 b ｽｷﾝ層無 厚25	36	㎡			
複層塗材 E (ｱｸﾘﾙﾀｲﾙ) (基準単価)	ゆず肌状 ﾛｰﾗｰ塗り 下塗1回･ 主材塗1回･ 上塗2回 水系ｱｸﾘﾙつやあり	130	㎡			
ｾﾒﾝﾄ系下地調整塗材ｺﾃ塗り	1.5mm+-0.5mm	14.4	㎡			
計						

元ゆめきゃりあセンター　ユニット及びその他　外部

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
植栽(FRPﾌﾟﾗﾝﾀｰ)	ﾌﾟﾗﾝﾀｰ：φ850H480 植栽(ｼﾏﾄﾈﾘｺH1500)共	2	基			
植栽	ｼﾏﾄﾈﾘｺH3000 土壌改良2㎥共	1	箇所			
門扉館名文字	100角 30文字程度 ｽﾃﾝﾚｽHL　材工共	1	か所			
門扉ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝ板	ｱｸﾘﾙ板+ｶｯﾃｨﾝｸﾞｼｰﾄ 材工共	2	か所			
車止め	ﾊﾟｰｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ　材工共	18	か所			
道路看板ｼｰﾄ張替	２ｍ×１ｍ 材質：カッティングシート ※敷地外の指定位置 材工共	2	か所			
高所作業車	道路看板貼り替え用 （事前の実測＋施工）	2	日			
計						

元ゆめきゃりあセンター　構内舗装

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
床ｺﾝｸﾘｰﾄ直均し 仕上げ (基準単価)	金ごて 薄張物下地	95.8	㎡			
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	A-5-15 再生密粒 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 特に狭い場所 人力	150	㎡			
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	A-5-15 再生密粒 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 500㎡未満	130	㎡			
ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ 舗装	厚さ8cm 100㎡未満 路盤材別途	3	㎡			
区画線	白線焼付塗装　W150mm	700	m			
駐車場文字	白線焼付塗装 文字1000×1000	10	文字			
身障者ﾏｰｸ	白線焼付塗装 1300×1300	1	か所			
縁石	120×120 基礎共	10	m			
計						

元ゆめきゃりあセンター　　屋外排水

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管とい(ｶﾗｰ)	径100	53.8	m			
通気・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)	地中配管　150A	33.4	m			
雨水枡	400*630	6	か所			
U形側溝	300B　－　再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ	20.4	m			
L型側溝	9-11-1 W=350 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ	20.4	m			
計						

元ゆめきゃりあセンター　解体　解体

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
目荒らし		28.7	㎡			
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装撤去	集積共　特に狭い場所　人力	173	㎡			
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装撤去	集積共	130	㎡			
ｺﾝｸﾘｰﾄはつり	床 集積共	6.1	㎡			
ｶｯﾀｰ入れ	ｺﾝｸﾘｰﾄ面 厚さ20～30㎜	80.3	m			
ｺﾝｸﾘｰﾄ撤去	無筋　人力　集積共	5.9	m3			
ｺﾝｸﾘｰﾄはつり	床 厚30㎜ 集積共	1.1	㎡			
ｺﾝｸﾘｰﾄ撤去	鉄筋切断共 人力　集積共	4.7	m3			
たてどい撤去	鋼管 集積共	20.4	m			
計						

元ゆめきゃりあセンター　発生材処理　運搬

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　2t積級 人力積込　無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ類 DID区間無し 11.0km以下	0.5	m3			
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　2t積級 人力積込　無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ類 DID区間無し 11.0km以下	37.6	m3			
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　2t積級 人力積込　無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ類 DID区間無し 11.0km以下	6.9	m3			
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　2t積級 人力積込　無筋ｺﾝｸﾘｰﾄ類 DID区間無し 11.0km以下	15	m3			
計						

元ゆめきゃりあセンター　発生材処理　処分

名　称	摘　要	数　量	単 位	単　価	金　額	備　考
発生材処分	金属くず	0.5	m3			
発生材処分	ｺﾝｸﾘｰﾄ類	37.5	m3			
発生材処分	がれき類	6.9	m3			
発生材処分	ｱｽﾌｧﾙﾄ類	15	m3			
計						

共通仮設費(積上)　明細

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
交通誘導員B		80	人			
計						

現場管理費(積上)　明細

名　　称	摘　　要	数　　量	単 位	単　　価	金　　額	備　　考
広島県工事中情報共有システム		1	式			
計						